

特240 6

687

7

我  
校  
の  
融  
和  
教  
育

岐  
阜  
縣  
稻  
葉  
郡  
黒  
野  
尋  
常  
高  
等  
小  
學  
校



\* 0042070000 \*

0042070-000

特240-687

我  
校  
の  
融  
和  
教  
育

黒野尋常高等小学校・編

黒野尋常高等小学校

昭和10

AHB

## 緒言

畏くも明治天皇が維新に際して四民平等の詔を煥發し給ひ、別視せられたりし少數同胞と手に手をととりて同じ御國の國民としての歩みに進むべき旗幟を掲げてより茲に年あり。

國家非常時に際して同胞和親に燃ゆべきの今日猶且多種多様な形に於て融和に對するの念を云爲せざるべからざるは寧ろ意外とする所なり。

抑も融和に關しての理論は既に業に研究も調査も送けられ何れに進むべきやは理も亦あまりに明かになり過ぎたるの感あれども一度其實際の方面に眼を轉ぜんか曉天の星の思に沈むものあり、世界の強大國を以つて自らも任ずる大國民日本人として聊か遺憾の點にはあらざるか。政府をはじめ各種團體に於ても各種各様の方面より檢討に檢討を重ね同胞間差別蔑視と感情の不當不合理なることを明知しながら情力的盲目的に依然として溝渠を深くし居る社會相は甚だ寒心すべきにあらざるか轉た亡羊の嘆亦なき能はず。近來各府縣に於ても其郷土に即したる融和進展の實際方策を講ぜられつゝあるは誠に欣ぶべき一傾向を謂はざるべからず。殊に小學校の軟かき頭腦の時よりかゝる舊風に染まざるこそその萌芽の芟除を計るに努むるは堅實なる行き方なり。

本校は本村としての之に即したる一方策を樹て日夜これが實現に努力しつゝありと雖も未だ其實績の顯著なるものなきを愧づるもの、希くば御高覽の上大なる斧正と厚き御指導とを乞ふこと切なり。

昭和十年六月

學校長 寺 倉 龍 次

目次  
(前篇)

一、部落の起原と變遷	一
二、差別制度の撤廢	九
三、問題の發生	二一
四、差別の現状	三三
五、問題の重大性	三五
六、融和運動の歴史	二〇
七、皇室と融和事業	三三
八、政府と融和事業	三五
九、本縣と融和事業	三三
一〇、本村と融和事業	三四
一一、結論	三四

(後 篇)

一、融和教育の目的……………三

二、綱 領……………三

三、校訓と融和教育……………三

四、融和教育實施上の諸注意……………四

五、融和教育と各學年の努力點……………四

六、融和的教材の取扱……………四

七、兒童諸調査と對策……………四

    1 基礎 調 査……………三

    2 内部一般兒童の相異點……………三

    3 對 策(一)……………三

    4 對 策(二)……………三

八、各教科(修身、讀方)に現はれたる融和教材……………六〇

    研究及參考文献……………七

昭和十年三月

大塚 訓導	安藤 訓導	伊藤 訓導	山田 訓導	岩佐 訓導	野々村 訓導
遠山 訓導	河合 訓導	篠田 訓導	秋山 訓導	佐野 訓導	郷 訓導
豊吉 訓導	寺倉 校長	福井 訓導	福井 訓導	福井 訓導	福井 訓導
島崎 訓導	島崎 訓導	島崎 訓導	島崎 訓導	島崎 訓導	島崎 訓導

(後 篇)

一、融和教育の目的	馬場 隆夫	四
二、綱 領	馬場 隆夫	四
三、校訓と融和教育	藤井 謙	四
四、融和教育實施上の諸注意	寺倉 英武	四
五、融和教育と各學年	藤井 謙	四
六、融和的教材の取扱	藤井 謙	四
七、兒童諸調査と対策	藤井 謙	四
1 基礎 調査	藤井 謙	四
2 内部一級兒童の相異點	藤井 謙	四
3 對 策 (一)	山田 中	四
4 對 策 (二)	高合 謙	四
5 對 策	藤井 謙	四
八、各教科(修業、讀方)に現はれたる融和教材	藤井 謙	四
1 國語	藤井 謙	四
2 算術	藤井 謙	四
3 理科	藤井 謙	四
4 社会科	藤井 謙	四
5 音楽	藤井 謙	四
6 美術	藤井 謙	四
7 体育	藤井 謙	四
8 衛生	藤井 謙	四
9 職業	藤井 謙	四
10 家庭科	藤井 謙	四
11 英語	藤井 謙	四
12 算術	藤井 謙	四
13 理科	藤井 謙	四
14 社会科	藤井 謙	四
15 音楽	藤井 謙	四
16 美術	藤井 謙	四
17 体育	藤井 謙	四
18 衛生	藤井 謙	四
19 職業	藤井 謙	四
20 家庭科	藤井 謙	四
21 英語	藤井 謙	四
22 算術	藤井 謙	四
23 理科	藤井 謙	四
24 社会科	藤井 謙	四
25 音楽	藤井 謙	四
26 美術	藤井 謙	四
27 体育	藤井 謙	四
28 衛生	藤井 謙	四
29 職業	藤井 謙	四
30 家庭科	藤井 謙	四
31 英語	藤井 謙	四
32 算術	藤井 謙	四
33 理科	藤井 謙	四
34 社会科	藤井 謙	四
35 音楽	藤井 謙	四
36 美術	藤井 謙	四
37 体育	藤井 謙	四
38 衛生	藤井 謙	四
39 職業	藤井 謙	四
40 家庭科	藤井 謙	四
41 英語	藤井 謙	四
42 算術	藤井 謙	四
43 理科	藤井 謙	四
44 社会科	藤井 謙	四
45 音楽	藤井 謙	四
46 美術	藤井 謙	四
47 体育	藤井 謙	四
48 衛生	藤井 謙	四
49 職業	藤井 謙	四
50 家庭科	藤井 謙	四
51 英語	藤井 謙	四
52 算術	藤井 謙	四
53 理科	藤井 謙	四
54 社会科	藤井 謙	四
55 音楽	藤井 謙	四
56 美術	藤井 謙	四
57 体育	藤井 謙	四
58 衛生	藤井 謙	四
59 職業	藤井 謙	四
60 家庭科	藤井 謙	四
61 英語	藤井 謙	四
62 算術	藤井 謙	四
63 理科	藤井 謙	四
64 社会科	藤井 謙	四
65 音楽	藤井 謙	四
66 美術	藤井 謙	四
67 体育	藤井 謙	四
68 衛生	藤井 謙	四
69 職業	藤井 謙	四
70 家庭科	藤井 謙	四
71 英語	藤井 謙	四
72 算術	藤井 謙	四
73 理科	藤井 謙	四
74 社会科	藤井 謙	四
75 音楽	藤井 謙	四
76 美術	藤井 謙	四
77 体育	藤井 謙	四
78 衛生	藤井 謙	四
79 職業	藤井 謙	四
80 家庭科	藤井 謙	四
81 英語	藤井 謙	四
82 算術	藤井 謙	四
83 理科	藤井 謙	四
84 社会科	藤井 謙	四
85 音楽	藤井 謙	四
86 美術	藤井 謙	四
87 体育	藤井 謙	四
88 衛生	藤井 謙	四
89 職業	藤井 謙	四
90 家庭科	藤井 謙	四
91 英語	藤井 謙	四
92 算術	藤井 謙	四
93 理科	藤井 謙	四
94 社会科	藤井 謙	四
95 音楽	藤井 謙	四
96 美術	藤井 謙	四
97 体育	藤井 謙	四
98 衛生	藤井 謙	四
99 職業	藤井 謙	四
100 家庭科	藤井 謙	四

昭和十三年三月

研究及參考文獻



本校職員員

# 我校の融和教育

篇



前部部落の起源と變遷

今尙多少の個人的乃至社會的差別を受けつゝある人々に對する封建時代の差別的文字の所請部の同胞として、約七百年前鎌倉時代の初期に出たと傳へられる「塵袋」を以て嚆矢とするは、新道研究者の著した見解であつて、それ以前の文献に於て差別的の文字を見る事は出来ないと言はれてゐる。



近時此方面の研究が進むに従ひ、隠れたる資料の發見と共に、同一大和民族中或る時代より其の營める職業の如何によつて自ら差別を生ずることとなり、職業的一時的の賤視となし、ものが後世に至つて更に其の上に法制的、社會的の差別を添加して遂に身分的、世襲的、賤民として、酷だしき差別を爲すに至つたものである。それが明治維新の革新によつて還元されたものである。

史を按ずるに、上古天孫民族が我豊葦原の千秋の長五百秋の瑞穂の國に降臨し給ひし時、此の本土は決して無人島ではなくて既に多くの先住民族が住まつてゐたことは周知の事實である。それ等先住民族に對する天孫民族の統治方法を窺ふに、後の世の征服者が被征服者に臨んだやうな壓迫、虐待等の態度に出ないで、つみめて之を抱擁し、同化

し、上下相和し、億兆心を一つにして以て皇室を中心とした大家族の國家を形成することに歸められたのであつた例へば素盞鳴尊と櫛稻田姫との結婚の如き、天孫以降高貴の方々が所謂國津神系の方々の中より皇妃をお迎へ遊ばされたが如きことによつて見ても、我天祖によつて示されたる建國の精神が、明かに君民一體、萬民抱擁の御規範を垂れさせ給はつたことを拜察し奉る事が出来る。

既に高貴の方々に於てこの様な大雅量、大抱擁の範を垂れさせられたのであることにより推しても、これに仕へ奉る人々が如何に先住民族を抱擁し愛護したかといふことは申すまでもないことである。

即ち當時の先住民族であつた、蝦夷、熊襲、隼人、國栖、土蜘蛛、八拘脛等其他各地に散在してゐた先住民族を皆愛撫し擁護して、及に躬らずして天下を平定し給ふことに歸められたのであつた。

更に歸化人の抱擁に就ても垂仁天皇の朝に新羅の天日鎗が歸化して以來、引續いて高麗、百濟、任那、新羅、秦、漢等より間斷なく一時に數人、數十人、多い時は數百人數千人の人々が、或は大陸の文化を傳へる爲めに、或は我が皇化を慕ふ爲めに相踵いで歸化し來たつたのであつた。朝廷ではそれ等の人々に對して、土地を與へ食糧を給し、姓を稱へしむるなど、遠き者も通き者も別け隔てなく優遇されて、皇化に均霑せしめられたのであつた。例へば土佐の幡多郡、攝津の百濟郡、大和の高市郡、近江の神前郡、武藏の高麗郡、新羅郡、我が美濃國の席田郡（現在の本巢郡席田村）の如く歸化人の群で一郡をなした所さへもあり、又歸化人のみで一村をなした所は數へ切れない程多かつたのであつた。而して若し民衆の中にそれ等の人々に對して、彼は夷俘だとか、歸化人だなど云つて差別をするものがあつては、國民を赤子の如く習し給ふ一視同仁の大御心悖り、ひいては萬民抱擁の國是に反する結果となることいふので、朝廷からは嚴令を下して左様な不心得者なきやうに注意された程であつた。斯様に往昔の我國では、先住民族であらうが、歸化人であらうが、俘虜であらうが、何であらうが毫しの差別もなく、總てを日本民族といふ一大熔鑪

爐の中に受け容れて、それを悉く日本化してしまつたのであるから當時に於ては、上トを通じ、それ等の人々に對して、後世のやうに或は民族的に、或は身分的に、或は階級的に賤視し差別するといふやうなことはなく、互に相交はり、相親しみ相睦みて戀ては互に婚姻を通ずるといふやうな極めて平和な世態を呈してゐたのである。

かくして先住民族も、天孫民族も歸化民族も何れも皆彼此渾然と融合して、其處に所謂日本民族が完成された譯である。

前述の如く我國の上古は固より中古時代に至るまでは、君民一體、萬民抱擁の國是がよく實現されてゐたのであつたが、時代の推移も、政權の歸趨と共に伴ひ、強豪な氏族が現はれ、弱小な氏族を壓迫して土地や人民を兼併し、こゝに氏族と氏族との争が段々と烈しくなつて、君民一體の美はしい古制に陰翳が生じ、遂には武士と稱する階級が生まれ、其の武士階級中の最高權力を獲得したものであつて天下の政權が掌握せられるに及んで、階級觀念が著しく濃厚となるに至つた。

特に徳川幕府の中央集權的封建制度の確立によつて、國民は一面には戰國時代の極端なる武力的自由競争の爲め、生活の不安に悩まされてゐた其の悩みから免がれ、兎にも角にも現狀維持の生活が出来るやうな利が生じたのではある。然し他の一面では是までは地位境遇の如何に拘らず、假令百姓町人であつても乞子であつても非人であつても齊しく志を立て奮闘努力することによつて、如何なる地位をも贏ち得られたものが、徳川氏によつて現狀維持の封建制度が定められた爲めに、社會組織は恰も石で手を詰めたやうに固まり、最早如何に奮闘努力するも百姓町人から進んで大名になるやうなことは絶対に望むことを許されない不利をも忍ばねばならなくなつた。然のみならずこの封建制度確立當時、僥倖にして優越の地位を占めたものが、封建制度に惠まれた其の優越的地位を永く子孫に繼承させたい爲めの自己擁護策として、其の家門に粉飾を加へ、勿体を付け以て自己を偶像化することに腐心する弊を生じ、其の

影響は纏がて門閥によつて自ら高く居り、家格を盾にして人を見下けだすいふやうな忌むべき風習が一般民衆にまでも及び、年と共に階級觀念が益々濃厚熾烈なるに至つた。其の弊の極まる所遂に武士階級が百姓町人階級に對して不合理な壓迫を加へ、屈從を強要し、其の要求に應ぜぬ者に對して、不届至極の奴であるとか又は無禮者であるとかいふ名義の下に、或はこれを牢獄に投じ、或は斬殺して當然の権利の行使に心得るに至つた。所謂斬捨御免の暴戻が公然認められ正義も道徳も権力の前には其光を掩はれて、特權階級の無理は何處までも押し通され、これに反して民衆の正義は何時口を緘せられるといふやうな極端な権力萬能時代を現出したのであつた。

この幕政時代に法制的階級には、士、農、工、商の別を設け、士は治者階級として農工商の上に位し、農工商の人々を顧使して、其の人格を認めず、所謂素町人、土百姓として唯支配階級の爲めの納税賦役の道具として、生かさず殺さずの境遇に置くことを以て民治の要諦としてきたとすら云はれる程の苛酷な取扱ひをしてきたのである。當時これ等士農工商の外に尙特別階級があつた。この後を承けたものが所謂一部の同胞とか、小數同胞とか、内部同胞とか所謂部落民と稱せられて、曾て士農工商間にあつた差別は夙くの昔撤去せられたに拘らず、今尙多數同胞中の無理解なる者より不合理の差別を受けてゐるのである。

さて此の種の差別事象は鎌倉時代の初期に發生したのであるかといふに必ずしも然りともみ答へられない。塵袋に「根本ハ餌取ト云フベキカ、餌ト言フハシムラ鷹ノ餌ヲ言フナルベシ、ソレヲ取ルモノヲ言フナリ」とあることより推しても、又平安朝末期に書かれたる今昔物語時代の餌取法師に多少たりとも差別があつたとすれば、それは民族的の差別でなく其の從事してゐた職業に對する差別であることが知られる。而してそれ等の職業を忌むやうになつたのは決して我國古來からのことではなく、佛敎渡來以後特に中世に於て本地垂迹の説が唱へられて以來、佛敎の殺生を忌む思想と、神道の清淨を貴ぶ思想とが相混同して、其處に殺生する者や死畜を扱ふ者を自然賤しむやうになつてか

らのことである。而して此當時の差別は極めて輕微のものであつて、後の徳川時代のやうな極端な差別や冷酷な取扱ひは全然なかつたのである。

更に參考すべきは淨穢の觀念である。即ち神様や佛様が清淨をお好みになること云ふことである。これは恐らく人間が人間を超越した極めて尊い對象を求めて、そこに神佛といふ有難い尊いお方を齎奉ることとなつたのであらうそこで人間は考へた、人間の五感に觸れていけない感するやうなものを神様や佛様にお供へすることは不敬であるから斷じてお供へしない。のみならず所謂穢れたものは其の境内へ這入つてもいけないとしたのであらうと思はれるこれは勿論さうなる筈のことである。併し此の場合でも假し穢れることがあつても祓禊をさへすればそれで穢れは祓ひ除かれるものとしてゐたのであつて、穢れたものは永久に穢れの者として除外するといふやうな非人道な不正義な弊風は上古にはなかつたのである、それは伊邪那岐尊が穢れに觸れ給ひしとき筑紫の日向の橘の小門の阿波岐原で祓禊し給ふて其穢れを祓はれたといふことによつても明かなことであらう。

前にも述べた如く當時賤まれる境遇に置かれた人々に對する賤視の原因が職業の如何によつてあるから其賤まれる職業に従事してゐる間の差別は免れなかつたが、一たび其職業から離れて他の職業に轉ずるときは差別も亦自から無くなつた譯であつて、後の徳川時代のやうに制度上で差別を立てた時代には、差別の世襲も已を得なかつた事であらうが、制度上で何等の差別を設けなかつた時代に於て、一度落伍した者の子孫が永久に落伍者であるべき筈はない落伍者も發奮して其の實力を養ふに於ては、自由に活社會に立ち歸り、己が好む所の職業を擇んで活動し得たこととは言ふまでもないことである。況んや平安朝——特に其の末期に於ける統治者特に藤原氏の壓制が如何に良民を苦しめたか、外面如何にも華やかに見える平安朝時代、其の華やかなるは上流貴族社會のみ、一般庶民は不法の重税を課せられ、人足に徴發され、しかも國家の保護を受ける事少く苦しめられることが多かつた。こゝに於て公民權を



捨て頭を丸め法衣をまとひ廻國の修行者となり淨浪の旅に出かける者、勝手に出家して課役のかゝらぬ法師となり、又は賤民の群に投じた者、延喜時代の文章博士三善清行の上奏文によれば天下の三分の二は偽法師なりとあり、延喜二年の阿波國の戸籍には五百五十人の中男僅に六十七人、女の數の七分の一弱、これ男子は皆公民の戸籍より脱れて無籍者となり、課役のかゝらぬ婦人のみが公民の籍に残つたのである。

又室町時代の末期より戰國時代にあつては、彼の奈良大乘院の尋尊僧正をして、「近日は土民侍の階級を見ざる時なり、非人三黨の輩と雖も守護國司の望をなすべく左右する能はざるなり」とか、「近日は然るべき種姓は凡下に下され國民等は立身せしむ、自國他國皆此の如し、是れ併しながら下尅上の極なり」とか、「君主の面目を存せざるの條稀代の事也、但し此風情は當時の風儀也」と述懐せしめた程、自由競争、實力本位の時代であつた。

即ち天災、戰爭、惡政の結果による落伍者が多かつたのである。而して彼等は、いづくの道に流れ行くか、一旦社會の落伍者となつたものは着るに衣なく、喰ふに食なく、住むに家なく、働かうに仕事なく、又之を世話すべき親類縁者や友人なく、其の多くは恥も外聞も顧る暇なく、先づ以て活きるの道にのみ向つて突進した、そして社會上種々の問題を惹起した。或者は盜賊となり所謂「切取強盜は武士の習」となり、そんな元氣なき者は活けるべき職業にありつけず已むを得ず賤しい職にでも従事する。人の嫌ふ犬殺しでも、牛馬の皮剥ぎでも、火附盜賊の警固でも、罪人の斷罪でも何でもかまわずやらねばならぬ。こんな輩から昔の被差別者や非人は出來たとも考へられる。露骨に言へば、大名や武士と被差別者や非人との相違は、乱世に於て先祖が切取強盜をやつたか、或は犬殺し皮剥ぎをやつたかの相違から、ついに身分上大きな相違が起つたといふに過ぎないと言へやう。

彼の桶屋の小俵が一躍して安藝守となり、切取強盜が阿波の太守ともなり、乞食坊主が某城主ともなり得た時代に於ておやである。

要するに上述の如き差別事象發生當時に於ける人々の子孫が必ずしも近代の所謂部落人と限る譯でなく、發生當時の人々の子孫は其後種々の機會に於て其の境遇から脱し得たが、社會には絶えず生存競争が繰り返されてゐる。何時の世、如何なる時代でも生存競争の落伍者の迫るべき途は悲愴であるが、それでも死にたくはない、生きんが爲には人の嫌がる職業をも甘んじて爲さざるを得ない。其處に新に他方から生存競争の落伍者が這入つて來て其の職業を營むやうになるが、其の子孫も亦機會に乗じて足洗をするに、又一方から落伍者が這入つて來るといふ風に、常に新陳代謝を繰返してゐたのであつて、恰も今日の貧民地區の人々が屢々入り代つてゐるに同じ状態であつたのである。然るに徳川氏が封建制度確立の際以前の職業や身分は何であらうとも、其當時國主になつてゐたものは國主と定め、元は一國一城の主の子孫でも現在を子に落ちぶれてゐれば、非人といふ風に現状其儘に据置き、それを子孫に繼承せしめるやうな制度を定めて以來、總ての人々が現状の儘の階級に固着させられ、如何に材能あり力量ある者も、其の階級的地位を向上し脱却する途が杜絶されてしまつたのである。所謂部落の人々も亦この封建制度確立以來、全く新陳代謝の途が絶たれ、其の上其後の生存競争の落伍者が部落に這入つて來るので、次第に其數を増加して幕末に至つたものである。

徳川氏が天下を平定し、封建制度を布いた當時は打續く極端な自由競争の爲め、弱肉強食公々然と苛斂誅求はせられ、強制的に産は奪はれる、子女をも攫はれる。迂つかりしてゐれば寢首でもかゝれるといふ油断のならぬ亂世は平定され、兎にも角にも其の堵に安んじて行かれるので、先づ一安心といふ態であつた。然るに太平打續き時代の移るに従ひ、人は文弱に流れ、外國との交通は鎖されて、世界の大勢を知るに由なく、對外的には外國人を總て夷狄と罵り、對内的には上より下に向つて威張ることにより優越感を充たし苛斂誅求によつて奢侈慾を満足せんとするの弊が漸次擡頭して來た。

所謂部落人に對する差別も甚だしかつたのは實に幕末であつた。幕政の初期には全國的には左程のこころもなかつたが、一度階級制度が確立して階級觀念が植付けられ、差別の芽が漸次生長するに従ひ、所謂「天下様」の全國的な絶對權は益々猛烈に發揮せられ、其の次の所謂「お殿様」は將軍の前には羊の如く、各自の藩下に對しては虎の如き猛威を揮つて、絶對服従を強いた。藩士は藩主に對しては平身低頭命これ従ふが、藩内の百姓町人以下に對しては威張れるだけ威張つた。又百姓町人は侍に威張られる代りに所謂部落の人に對しては、これを蔑んで自己の優越感を充たすといふ風に、人情の弱點は云へ順次送りの自分より下の階級を虐げるこころによつて、纒かに自己の優越感を満足させてゐたのであつた。

階級觀念、差別待遇はその階級制度が永く續けば續く程次第に濃厚熾烈となり、彼の侍連が「此の素町人」もか「土百姓の分際で」などといふやうな人間性冒瀆の言葉を用ひ、侍や百姓町人が所謂部落民を酷だしく差別をしたのも徳川幕府中期以後、明和、安永頃からのことであつた。然るにこの問題の進まない時代には部落の發生當時よりして近世の如き酷だしい差別が既にあつたかの如く想像し誤解し、其の想像誤解が直ちに差別に執着する因をなしてゐたのであつたが、近來研究の進むに伴ひ斯かる誤解を懐く者は大いに減退した。

然れ共今尙三韓人の末ださか、俘虜の後ださか、先住民族の裔だとか、又は部落發生當初から既に特殊の差別があつたさか、封建時代の所謂部落人は、皆裕福だつたさかいふやうな無根據の推測を逞しくする者及び、其の推測に輪をかけて理論付ける者の跡を絶たないこころは、單に其人自ら迷蒙に陥るのみならずひいては問題に白紙の人を誤り、更に問題の解決に支障を及ぼすこと、なるのであつて、啓蒙運動の一として正しき史的研究を普遍せしめるの要を通過せざるを得ない。

即ち我々にはこの問題に關する限り、正しき史的考察によつて、その不當な認識を否定し、皇國百年の計に向はね

ばならぬのである。

## 二、差別制度の撤廢

幕末に至り階級制度の弊害百出し、其の弊に悩みしものは、獨り所謂部落の人々のみでなく百姓町人は侍階級より又同じ侍の中にも扶祿の少ない者、階級の低いものは、扶祿の多い者階級の高いものより大なる抑壓を受け屈從を強ひられたものであるから、孰れの階級に屬するものも其の悩みの程度に多少の差こそあれ、何れも齊しく階級制度の弊害になやんだのである。これ等階級制度の弊害に悩んだ人々は、期せずして共に現状打破の必要を痛感したのである。

時恰も突如として、浦和灣頭に黒船出現し、茲に封建三百年大平の夢は破られ、國論は開港・攘夷の二大潮流に分派して互に相争ふに至り、加ふるにこれまで幕府が朝廷に對して不遜のことが多かつたことを憤慨するものと、又一方にはこれまで實力なくして唯家柄といふ偶像を背景にして威張り散らした上級者に對する下級武士の反感とが、互に結び着き、こゝに尊王攘夷といふ幕府に苦手の運動が現はれ、さしも三百年間を通して築き上げた徳川幕府の基礎も、この劃時代の新氣運に對抗し得ないで崩壊し、遂に大政を朝廷に奉還するの已むなきに至つた。

徳川幕府の有司中時代思潮を洞察するの明ある一部の人は、弊政を改革し頽勢を挽回せんことに心を用ひた。中にも不合理な階級制度の下積となつて苛酷の差別苦に呻吟してゐる人々をして平民に還元せしむるの要を認め、之が手續を進めて、遂に倒幕の瞬間（慶應四年正月）に於て、それ等の階級に屬する一部の者江戸淺草に一廓を構へた。關東八州の部落の頭領彈左衛門並に其の配下の人々を平人に復するの命を發し、更に進んで全部の解放にまで及ぼさ

うとしたが、幕府の崩壊となり江戸城明渡しとなり、全部の解放にまで至らなかつたのである。

明治維新は實に王政復古の大旗を掲げた大革命であつた。天皇親ら萬機を御親裁あらせられることとなり「天下億兆一人も其の所を得ざる時は皆朕が罪なれば」との至仁至愛の大御心は直ちに親政劈頭明治元年三月十四日五箇條の御誓文の煥發となり、政體書の頒布となり、人材の進路や言論の自由蕪蔽の弊風を破つて潑刺の生氣を以て君民一體の我が古制の眞髓の發揚と世界の新文化を採り入れることに勵めさせられたのであつた。

此時に當り、封建時代に醗酵せられたる不合理の差別中の最大不合理なる差別稱呼並に其の差別待遇の撤廢の如きは、實に急務中の急務であるべき事は申すまでもない。

果然御誓文中の

「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道に基クベシ」

に則り、明治二年三月公議所に於ける各議員の差別稱呼廢止論の高調となり、更に土居卓造氏の建白となり、彈直記の民部省採用となり、次て明治四年八月二十八日六十一號布告となつて、制度上、身分上の階級差別が全く撤廢されたのである。

以上の如く陋習芟除に就いては、徳川幕府の末期に着手せられ、更に明治政府の當局に於て大に力を致したことは云ふまでもないが、又一面には當時の輿論が一齊に舊きを捨て、新しきに就かねばならぬことを高調し要求したことも亦與つて力があつたこと、思ふ。土居卓造氏の建白、公議所に於ける加藤弘造其の他よりの賤稱廢止の建議も其の一つであり、又被差別者よりの歎願も其の一つである。尙當時各藩知事より大政官に提出された新政の方針にも、其一節に必ず「人民平均の理を主とし」とか「人民平均の理に基き」さか「人民平均不羈自由」さかの文字が用ひられてあることから推しても、亦「君は海世は浪なれや人は魚なにを隔つる潮なるらん」等の歌謠によつても、當時の輿

論が如何に不自然不合理な階級制度の弊害を痛感しこれが芟除に心を致したかを察知出来る。

然して表面的、形式的、法制的には賤稱廢止は實施された。然し問題は現實の事實にある。問題はこの事實に發生する。

### 三、問題の發生

顧みれば所謂四民平等の令が布かれ、年を経るに既に六十年、世は明治大正を経て昭和の現代に至り、人は皆徹底した自由の獲得に日も亦足らぬ今日に於て、尙一部の國民に對してのみ所謂部落人としての差別をなすことは、實に天賦の人權を傷け法制的平等を無視し、社會的自由を束縛し、經濟的收穫を阻止する結果となるのであるから、今やそれ等の差別を受ける人々が與へられた當然の權利と平等の自由とを要求し、其の要求の障礙を除去する爲めに力を竭すことは、實に當然のこと、謂はざるを得ない。丁度明治以來の國民的要求運動の過程に省みると、國民が其の個人的社會的生命的に目醒むる程度の進むと共に、其の要求も亦益々進みつゝあるのと同じである。この點に直ちに移して以て今の所謂部落人の絶對的解放を聽くべきであり、素直に其の要求を受け容れるべき筈である。

卒直に言へば所謂部落の人々より左様な要求の出ない前に、從來或は意識的に又は無意識的に犯して來た同胞賤視の罪過を悟つて、大なる反省と深き懺悔を爲すべきであつたに拘らず、現に國民の多數は尙自己の罪過を反省することを欲しない。懺悔する風も見えない。こゝに於てか求むるものと應ぜざるものとの間に争の起らざるを得ないことなる、求むるものは正しき要求なるを以て必ずそれを容れさせやうと焦慮し、應ぜざるものは理知の上では稍々肯定し得るまでに理解を進めただけでも尙感情の上實踐の上で斷乎としてこれを否定するの矛盾を敢てする。この争及

び争に至るまでの懸案を稱して部落問題又は融和問題といふ。

#### 四、差別の現状

融和問題の根底に横たはるものは、所謂部落人に對する多數同胞の不合理なる差別である。しかもその差別は直ちに被差別者には精神的苦痛と物質的苦痛との二重の桎梏とならざるを得ないのである。融和問題以外の他の社會問題は多く經濟上の機會均等を要求する問題であるが、融和問題は人の人たる所以の人間性を蹂躪せられたる人生何物にも代へ難い靈の冒瀆問題であると共に、物質生活を脅かすパンの問題であることを知らねばならぬ。

左に其の差別の主なる事例を列挙すれば、

- 一、何等の根據なくして妄りに特殊の民族なるが如く信じ、差別の溝壑を築くものあり。
- 二、言語若しくは形容によつて侮蔑の意を表示する。
- 三、慶弔を共にすることを忌み、日常相互の交際に於て疎外冷遇する。
- 四、雇傭關係を爲すを欲せざること。
- 五、通婚を厭ふこと。
- 六、同一町村に住みながら其の地の氏子に加入せしめず、若くは加入せしむるも祭式を共にせざること。
- 七、宅地を購はんとし、又住家を借りんとするとき、其の需に應ぜず、若くは格外の價を要求する。
- 八、公務員の採用に方り、出身地の故を以て採否の手加減をなし、偶々採用するも昇進の途を遮るが如きことあり。

九、教育教化の職にある者、又は官公の職にある者にして差別的言動を爲すものあり。

十、學校及び軍隊内に於てすら尙差別的言動を爲すものあり。

等は其の主なるものである。勿論これは所謂部落の存する總ての地方が皆然りと云ふのではないが、何れかの差別の残存せない地方はない。中には示例の全部が嚴存せる地方さへあるとか、如何に被差別者の差別苦が深刻であり問題が全國的であるか、知られる。

斯くの如く所謂部落人は絶えず深刻なる精神上の痛苦に刻なまれると同時に、物質上の脅威に襲はれ、この物心兩方面の悩みは應がて冷酷なる差別者側より社會生活上の缺陷多きが故にと云はれる程、それ程差別の爲めに悲惨の生活に陥つてゐるものが多いのであつて、其或者は自己の運命の慘憺たるを慨いて自殺を圖り、或る者は世の冷酷を憤つて社會革命の運動に趨り、又或る者は自暴自棄に陥る等、問題は益々深刻化しつゝ、あるのである。

#### 五、問題の重大性

部分的に見れば單に數戸乃至數十戸の集團が多數村落の間に點在してゐるといふ事實であつて、而かもこれまで差別の風習に馴致されてゐる未感覺のものから見れば、或は強ひて問題とする程のものでないと思ふかも知れない。けれども、これを正義人道の上に顧み、我國の現状に照らし、一念深く國家の將來を念ひ、社會の推移を察するもの、

眼から觀れば、此の問題は現下の諸問題中最も重要なる大問題である。  
現在不合理差別に悩んでゐる人々は凡そ百五十萬（水平社は三百萬人といふ）内地總人口の四十分の一の人々が今尙謂はれなき差別に悩まされてゐるのである。特に近畿地方の如きは實に三十パーセント以上の被差別者が介在して

るるのである。而も近來それ等の人々の自覺の進むに伴ひ、差別苦を感ずること倍々甚だしきものあるに反し、因襲に捉はれてゐる多數同胞反省自責のこれに伴はないものがある。斯くてこゝに兩者の間に差別問題が頻々として起る所以である。

宇宙の何者にも代へ難い自己の尊厳性を蹂躪せられること程悲痛なものは恐らく他に匹儔を見出すことは出来ない。其の場合物質的代償や時間的猶豫を許さないのである。言はざるを得ない。此處に動もすれば問題の真相を知らざるもの、豫期せざる結果が生れるのである。

現在我國の勞働問題、小作問題は融和問題と共に實に重大な社會問題である。然し乍ら其深刻味重大性に於ては融和問題のそれと比ぶべくもない。前二問題は單に物質的要求を主眼とするものたるに反し、融和問題は人間權恢復といふ精神的的要求を主眼とするからである。彼は物質的によつて解決し得るも、此れは精神的待遇の更改によらなければ解決し難い。人間本質に關する問題であるからである。「眞に平等の待遇が獲得せられるならば全財産を提供するも惜くはない」「親愛なる兒孫の將來の精神的痛苦を除くためには、自己の一身を投げ出すことも厭はない」の悲壯なる叫びが叫ばれる程それ程深刻な問題であるからである。

今や我國内外の狀勢益々舉國一致を要望する秋にあたり、現代人の恥づべき丁髻時代の陋習を蟬脱し得ない爲めに兄弟鬩に閤ぐの愚を招き、獨り醜を中外に暴すのみならず、實に正義人道に悖り、社會の平和を傷け國體の基礎を危ふすることは何たることであらう。融和問題は決して一部同胞のみの問題でなく、國民全體の問題であり、且つ我國將來の充實發展を期する上に於て、他のあらゆる社會問題よりも一層重大な社會問題である。

## 六、融和運動の歴史

明治四年八月二十八日第六十一號布告（所謂四民平等令）を發して、制度上の差別撤廢し、こゝに名實相副ふ王政復古が實現せられたのであつた。此の四民平等令を汎く國家に徹底させる爲めに、各知藩事は各々其の藩に布令を出して政府の意のある所を傳達した。此の傳達を受けた村役人は更に各自の村内に傳達した。

制度上の差別は斯くの如くにして撤廢せられたのであつたが、併し各個人の腦底深く浸染せる因襲は一片の布告のみによつて拭ひ去られるものではない。其處に民衆指導の地位にある官吏―特に村役人―の理解と否とによつて、徹底と不徹底との分岐點を見るのである。果然政府の趣旨に感激した村役人のあつた地方では、其の村役人が先頭に立つて懇に布告の精神を村民に説き聞かせ、尙機會を捉へ先づ自ら無差別平等の範を示して民衆の理解を促し、顯著の効果を挙げたものもあつたが、これに反して固陋頑迷な村役人のあつた地方では、この平等令をたゞ一片の布告として嫌やく／＼ながら申譯的傳達に止めた向も随分多かつた。甚だしきは此の平等令に反感を持つた村吏すらあつて、遺憾ながら布告の趣旨が全國的には徹底しなかつた憾があつた。

法の上の自由民も其の社會生活の上では封建時代と相距ること遠からざる差別が執拗に付き纏ふてゐた。而も當時部落人の多くは多年の迫害の爲め心自ら萎縮して、進取の氣象に乏しく徒らに他力によつて救はれんことを冀ふに過ぎなかつた。が明治三十年頃になると新時代に目醒めた青年達によつて「徒らに壓迫の手の緩むを俟つの迂ならんよ、塞がれたる運命は自己の努力によつて開拓するに如かず」との自覺による解放の第一聲が岡山縣の一角から放

たれ、縣下の差別に惱める人々を一團とする備作平民會が組織せられた。

備作平民會が自主的解放運動の嚆矢を放つてより、解放の氣運漸く勃興し來り、三十七年に至りて、大日本同胞融和會と稱する全國的融和團體が大阪に於て發會式を舉げ、大正元年には奈良に大和同志會、福岡に鎮西公明會、廣島に福島町一致協會、島根に出雲同志會等簇々として被差別者により解放運動が全國的に擴大し、明治の光、天鼓、公明、博愛新報等の機關紙をも發行して熾んに差別の撤廢を絶叫するに至つた。更に他の一面に於ては、憂國愛人の士によつて解放融和の運動が起され、大正三年には大江卓氏によつて帝國皇道會、大正十年には有馬賴寧氏によつて同愛會が創立せられ、前者は「公道」を、後者は「同愛」を機關紙として全國的に呼號し相當の反響をも得るに至つた。續いて大正九年になると、彼此の區別なく地方的に官民相携へて汎く協調諸和を徹底せしめる所謂國民運動としての融和運動強調の要を認めて、岡山縣協和會、信濃同仁會等府縣單位の融和團體が組織せられ、同十年には廣島縣共鳴會が生れる等漸く形態實質共に完備せる融和運動の實現を見るに至り、大正十二年より逐年全國的に擴大し、各府縣單位の融和團體が相次いで組織せられ、我が岐阜縣に於ても縣下の社會狀態に鑑み積極的に本事業の必要を認めらるゝに至り、昭和二年三月社會事業協會内に融和部を特設して、専ら縣民諸和親善の事業を遂行しつゝあり。かくの如く目下府縣單位のものゝみにても實に三十有餘を算するに至つた。

更に全國的團體としては前掲帝國公道會、同愛會の外、聖訓奉旨會、公平會、平沼騏一郎氏を會長とする中央融和事業協會、本派本願寺一如會、大谷派本願寺眞身會等が相次いで生れ、尙全國融和團體聯合機關としての全國融和聯盟研究機關として貴衆兩院議員中の有志による融和問題研究會等が生れる等、年一年融和促進の運動が全國的全社會的に擴大して來た。

帝國公道會及同愛會は昭和二年七月中央機關合同の必要を認め解體同時に又全國融和聯盟も解散し現在では中央融

和事業協會が其の内容を整備して、名實共に中央機關として存在してゐる。かくてこれ等の團體が互に相連繫して全國的に警鐘を亂打し融和の一路に進進しつゝある。

以上は民間運動としての融和運動の梗概であるが、立法機關たる帝國議會に於ける融和問題に関する請願、質問、建議等所謂議會運動は明治三十九年第二十二議會に岡山縣人長田治太郎氏より官吏採用に関する差別撤廢の請願書が代議士西村丹次郎氏紹介によつて衆議院に提出せられたことがある、これが帝國議會に融和問題の出現した嚆矢である。

降つて大正八年第四十一議會に奈良縣の松井庄五郎氏外九名の連署による差別撤廢の請願、第四十四議會に廣島縣の筒井鐵藏氏より部落稱呼廢止の請願、第四十八議會に松井庄五郎氏外二名より融和事業促進に関する請願等が衆議院に提出せられ、全國融和聯盟が中心となつて融和事業の徹底に関する請願及融和事業の國策確立に関する請願が第五十、第五十一、第五十二議會に貴衆兩院に提出せられ、岡山縣法律制定期成同盟會代表者より差別的言動取締法定の請願が第五十、第五十一議會に提出せられ勿論何れも満場一致で採擇せられた。

議員より政府に對する質問や建議其の他の自發的行動であるが、先づ質問として第四十六議會に星島二郎氏より地方改善事業に関する質問書を提出、第四十八議會に丹下茂十郎氏、第五十一議會に有馬賴寧氏よりそれ〴〵融和事業又は水平運動に就て政府に質す所があつた。

更に建議としては、大正八年第四十一議會に福井三郎氏より部落改善に関する建議を衆議院に、第四十六議會に横田千之助氏等より因襲打破に関する建議案が衆議院へ、尙第五十一、五十二議會に有馬賴寧氏等より融和事業の國策確立に関する建議案が貴衆兩院へ提出せられた。

以上諸建議中第四十一議會、第四十六議會、第五十二議會提出のものは満場一致で可決したが、五十一議會提出のものは會期中朝野兩黨の争激烈の爲め遂に審議未了となつて暗から暗へ葬られた。尙第六十三臨時議會に於ては百五十萬圓の地方改善應急施設費が通過した。

水平運動——水平社運動勃興の動機はこれまでの改善融和の運動が、動もすれば誠意なき職業的改善家や遊戯的同情者の爲めに屢々欺瞞弄弄せられたこと、又他の一方には多年壓迫を受けて進取の氣象を銷磨し、徒らに他に縋り他の同情によつて差別の繫縛から免れやうとする中年以上の人々の生温るき態度に慊らずして、活氣横溢せる青年の結束によるもので、大正十一年三月三日京都市に於て全國水平社の發會式を擧げた。これが滿天下に一大刺戟を與へた水平社運動第一歩である。大阪、奈良、三重、和歌山、兵庫、愛知、静岡、東京、埼玉、岡山、廣島、山口、福岡等十數府縣に亘り約二千人滿場一致宣言綱領決議を議決した。

#### 綱 領

一、我々特殊部落民は部落民自身の行動によつて絶對の解放を期す。

一、我々特殊部落民は絶對に經濟の自由と職業の自由を社會に要求し以て獲得を期す。

一、我々は人間性の原理に覺醒し人類最高の完成に向つて突進す。

水平社創立の狼火一たび舉がるや、全國各地より差別に憤慨せる部落青年が燎原の火も管ならざる勢を以て相響應し水平社の宣傳と差別に對する糾弾とが各地方に行はるゝに至り、爾來年々其の戰線を擴大して殆んど全國に亘り我國社會運動の偉觀を呈したが、第四年目に於て或る事件が動機となり、さしも鞏固の團結も遂に分裂するに至り、爾來政治方面に進出せる全國水平社と純水平運動を標榜するものによつて、兎も角も氣勢を支持してゐる現状である。

る。

昭和八年三月の第十一回大會に於ける運動方針は現在の部落大衆を無産階級的組織に組織化し、動もすれば反動的ファッシズム化されんことを多くの部落大衆を置き去りにせず、之を組織化したる無産部落民の階級運動となし、之を一般的勞働者農民運動と共にその組織下に闘争を進めんとする所に部落問題の社會的、經濟的、政治的に凡ゆる部落民としての全體的解放を期せんとするに至つた。尙岐阜縣聯合會は大垣市若森町にある。

吾人は水平社運動が詭道に赴かず、矯激に趨らず純真なる部落解放運動として大いに活躍せんことを冀ふものである。

x

兒童融和教育運動——現下社會一般の文化上に、或は社會上、經濟上其他諸般の方面に於て封建的、傳統的差別の芟除を期し、並に部落に於ける内部的障害を除去することは、融和問題の全體的なる運動である。然しながら過去の傳統的、封建的文化を享受したる一般社會人並に傳統的組織を有する一般社會状態に於て之が運動を徹底せしむることは極めて困難のこゝみである。茲に於て未だ過去の封建的文化に染まざる兒童に對し、差別なき文化汚れざる意識を授くることは問題解決の、時間的方面に於ては、迂遠の感なきにあらざるも、然しながら急激に之等封建的傳統的慣習の芟滅を期するこゝみの困難なるを思ふべき、寧ろ融和運動に於ける基礎的方策としてこの方面に努力を傾注せねばならぬこゝみの要を痛切に感ずるのである。

之等の考慮の下に擡頭し來つた兒童融和教育運動は、全國二十の融和團體に於て實施しつゝある。其の運動内容は融和團體に於ける運動としては、本問題の研究會、講習會、資料の配布等である。一方教育者自身によりて之が運動を爲すべき兒童融和教育團體を組織するものが次第に擡頭し來り其の團體を有する府縣五、團體數十六を數ふるに至

つた。その事業としては教育方法の研究、學校内に於ける融和教育の實施、融和教育運動の普及等である。

## 七、皇室と融和事業

皇室と融和事業との關係に就いては、洵に意義深いものがある。明治新政劈頭慶應四年三月十四日、明治大帝は天地神明に誓はせて給ひて五箇條の御誓文を御煥發あらせられ、その第四條に

「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」ニ宣はさせ給ひ、明治元年八月二十七日御即位の宸翰には、  
「今般朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其所ヲ得ザル時ハ皆朕ノ罪ナレバ今日ノ事自ラ身骨ヲ勞シ心志ヲ苦シメ艱難ノ先ニ立チ古列聖ノ盡サシ給ヒシ蹤ヲ履ミ治蹟ヲ勤メテコソ始テ天職ヲ奉ジテ億兆ノ君タルニ背カサルヘシ」

ニ宣はせられ、眞に一視同仁萬民平等の輝ける大方針が確立されたのであつた。明治四年八月二十八日には「人非人ノ稱被廢候條自今自分職業共平民同様タルヘキ事」この太政官布告が發せられ國民の一部に對する抑壓は除かれ眞に四海同胞の實を示すことになつた。

明治大帝この御宸慮は爾後惠まれざる一部國民の上に注がせられた。一例を舉ぐれば、明治四年東京府下連光寺に行幸あり、兎狩が催され御野立所を設くるに當り、同獵區には所謂部落があつたので御野立所を設くるの可否を側近の者協議せしも決せず遂に聖斷を仰ぎたるに、天皇は何等御躊躇もなく言下に、

朕は兎の居る所ならば何處へでも行く、又其の村民も他の村民と同一に夫々奉仕せしめよ。  
と仰せられ、同村民と共に兎狩の勢子を奉仕したその部落の人々を懐はせ給ふた。これ大帝が同胞諸和に大御心を注

がせ給ひたるかを拜察するに餘りあるものである。

其の後大正の御代に至りても、上天皇に於て常に國民諸和協調に御心を注がせ給ひ、御即位並に朝見の儀にあたりては、

義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク

臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ

ニ宣はせられ、更に今上陛下御即位朝見の儀に於て賜りたる勅語にも、

人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕ノ軫念最モ切ナル處

と宣へ給ひ、一視同仁の御聖旨は、常に國民諸和の上に及ばせ給ふ。又今上陛下には地方長官の會議等の爲め上京するに當り召されて其の地方部落の現狀につき御下問あらせられ、或は地方御巡幸又は大演習等にて行幸の際には其の地方在住の融和事業家に賜謁賜饌又は御陪食を仰せつけられ親しくその地方の融和状態を御下問あり、又屢々觀櫻觀菊御會等にも常に事業従事者を召された。特に昭和五年十二月には深く融和問題上に御軫念あらせられ、中央融和事業協會の事業成績を聞召され、御獎勵の思召を以て特に金壹萬圓を下賜あらせられた。近く昭和七年には十一月近畿地方特別大演習御統監のため行幸あらせられた際同地方の融和事業功勞者に對する特別なる御沙汰及び關係部落に對する侍從御差遣を初め、同年四月の觀櫻御會並に同十一月の觀菊御會に全國融和事業功勞者中特に數名の者が御召の光榮に浴した。尙中央融和事業協會に對しても長き遼りより御下賜金があつた。



## 八、政府の融和事業

制度上の差別は其の制度の撤廃によつて容易に改廢し得らるゝも、人心に巢喰ふ因襲的偏見は法制上の力によつて如何ともなし難いと思はれた爲か、政府に於ても之に對しては別に施設を講ぜないで自然の解決に待つてゐたかのやうであつたが、時代は駸々と進歩する、問題は依然として未解決のまま、に残されてゐるので、政府は明治四十年頃からの之が解決の要を認め或は地方の實狀を調査し、或は吏員を派遣して視察指導をさせ、或は成績優良な改善團體及篤志者を選奨して奨励金助成金を交付し、或は改善事務に關係ある地方吏員並に篤志者を内務省に集めて協議會を開き、或は社會事業調査會に改善方針を諮問し、採るべき方策を決して各地方長官に通牒を發し、地方長官更に郡市警察署長を督勵して事業の進捗を圖るなど種々方途を講じた。

大正十二年八月内務大臣より地方長官に融和問題解決には一般人の所謂部落人に對する差別偏見を芟除することを主とせよと訓令を、昭和二年六月内務大臣社會事業調査會に諮問し、同年十二月其の答申案を得て將來の融和方策を決定する等益々積極的施設を講ぜねばならぬ要を認め、昭和三年四月二十九日内務大臣再び地方長官に訓令を發し、融和問題の解決に一段の努力を拂ふべき事を令した。

### 訓示（主要事項のみ記載）

- 一、建國ノ大義ヲ闡明シ一視同仁ノ叡旨ヲ宣揚スルコト
- 一、國民ノ自覺ヲ促シ融和觀念ノ徹底ヲ圖ルコト
- 一、融和ノ障碍タルベキ事象ハ速ニ之ヲ除去スルコト

### 一、差別ノ言動ハ嚴ニ之ヲ爲サシメザルコト

#### 一、社會生活ニ於テ機會均等ノ實ヲ舉ゲルコト

地方廳に於ては融和の促進に關しこれまでは一般社會事業、關係吏員の業務として其の施設をなさせてゐたのを、この大問題特に當務者の熱と涙に俟つべき重要問題を本務の片手間仕事に委ねるやうな遣り方では問題の解決覺束なしと認めてか政府に於ては大正十年度より融和問題に最も關係深い京都、大阪、兵庫、奈良、三重、滋賀、岡山、廣島、和歌山、愛媛、高知、福岡の二府十縣に對して國費による専務職員を配當することとなり爾來引續き今日に及んでゐる。

更に融和事業に關する豫算は大正八年度までは國としても又府縣としても計上するに至らなかつたが、大正九年度に於て始めて四萬五千圓の豫算が帝國議會を通過してから以來年々増加し來り、昭和八年度に於ては二百三十七萬四千四百八十四圓に達してゐる。左に豫算の使途を摘記すれば、

#### 1 地區整理費 一七二、五七六圓

部落は從來概ね限定せられた地區内に年々増加する人々を包容し、道路狹隘上下水の設置なきものが少くない。斯る地區内の居住者に對し民心の一新を期するは地區の整理改善を行ふを急務とする。而して部落戸數の比較的多き地區の整理に付ては相當多額の經費を要するを以て之等の集團部落に對しては特に國費を以て之が改善を期せんとするものである。

而して大正十二年度より十ヶ年計劃を以て實施せし本事業は昭和七年度を以て事業完了し、昭和八年度に於ては一部の交付金を要するのみとなつたので第二計劃として、昭和八年度より更に實施せんとするのである

#### 2 育英獎勵費 一六二、五八五圓

向學の志を有し、而かも資力薄弱なる爲中等並高等専門教育を受くること能はざる者を奨励して受學の機會を得せしめ、部落中に人物を養成し、其の指導啓蒙に當らしむるは從來の實績に徴し融和促進の上相當効果ありと認めらるゝのみならず、又一般民衆をして差別觀念を芟除せしむる所以にして、融和促進上極めて緊要なる施設である。

### 3 地方改善融和機關獎勵費 一〇三、二七五圓

融和觀念の徹底普及は先づ一般民衆の自覺を促すを以てその根本要件とする。従つて之が實績を收むるには官公の施設のみを以ては到底其の目的を達し得るものではない。寧ろ民間に於ける融和團體の活動に俟つもの多しと謂はねばならぬ。故に從來存在せる之等機關の獎勵助成を圖り、其の活動を促すと共に更に團體の設置を奨励して融和促進に盡さしむるこゝが本問題の解決に最も有効である。

### 4 地方改善施設補助 一三六、〇四八圓

融和事業専任職員、診療所、共同浴場、住宅改善、公會堂、隣保館、給水設備、託兒所等の設置副業獎勵其他の經濟施設道路下水道新設改修其他融和促進に關する各種の施設に對する各府縣の支出額と同額迄の補助をなし前記各項の施設と相俟て改善の實を擧ぐるを目的とす。

### 5 地方改善應急施設費 一、八〇〇、〇〇〇圓

近時財界不況の深刻化に伴ひ地方改善事業の對象地區の疲弊困憊は殊に甚しく、其の生活は極度の窮乏状態に沈淪させつゝある。而して該地區は元來僻陬の地に全く孤立の状態に置かれ且つ土地其の土地所有者の公課負擔能力等の點に於ても一般に比し約其の三分の一乃至七分の一に過ぎない實情なるを以て之が救済の爲め特にその地區に於て適切な事業を計劃させ地區に於ける生活困窮者に對し勞働の機會を與へ、勞働による

收入を得させ以て生活の安定を期せしめるの要あるを認め、昭和七年度に於て豫算百五十萬圓を以て全國部落總數五千の内三割即ち約千五百部落に對し本事業を實施したのであるが、更に昭和八年度に於ても前年同様之等困窮せる所謂部落民に對し、夫々新規土木事業を起工させ、以て極度に窮迫せる住民に勞働の機會を附與して之が救済を爲さんとするものである。

## 九、本縣に融和事業

本縣では從來社會事業協會で地方改善事業を施設して來たが、縣下の社會状態に鑑み、積極的に融和事業の必要を認め昭和二年三月同會に融和部を特設し、爾來専ら縣民諸和親善の事業を遂行しつゝある。

その規定中目的及事業は左の如くである。

第三條 本協會ハ社會事業ノ聯絡普及並ニ其ノ改善ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條 前條ノ目的ヲ達成スル爲メ本協會ニ於テ行フ事業ノ概目左ノ如シ

- 一、社會事業ニ關スル調査研究視察ヲ爲スコト
- 二、講演會、講習會ノ開催並ニ講師派遣ヲ爲スコト
- 三、救貧及防貧事業ヲ經營スルコト
- 四、公私社會事業ノ後援ヲナスコト
- 五、其ノ他必要ト認メタル事項

尙現在の重なる役職員は左の如くである（九年 月現在）

會長 宮脇梅吉  
 副會長 北里善從 矢橋亮吉  
 理事 熊野英 山内繼吉 龜山恭平  
 常務理事 北里善從  
 幹事 龜山恭平 大野英治  
 主事(庶務主事) 松野清薫  
 書記 柴田繁 細江克己

次に支部の活動状況は次の如くである。

支部名	設立年月	所在地	代表者	事業の概況
稻葉郡島村清和會	昭和二年一月	島村役場	藤井了祥	調査研究、講演講習其他
養老郡昭和會	同 五年七月	同郡團体事務所	大久保休吾	調査研究、報徳會普及
可兒郡御嵩町親和會	同 七年十月	御嵩町	森重太郎	産業經濟施設、啓蒙諸施設
山縣郡菊和會	同 七年二月	高富小學校	富田てる	毎月十四日例会、春秋二期の總會
稻葉郡共生會	同 八年三月	黒野村	中村さも	研究、講演、講習、啓蒙諸施設

本縣及本縣社會事業協會に於て行ひたる融和事業概要は次の様である。

一、社會事業施設

1、道路改修(自大正十二年度至昭和七年度)  
 施行町村 七 工事箇所 一三線 延長 二、六一二米

工費 二六、三七八圓 縣費補助額 二三、六一七圓

ク、住宅改良並移轉獎勵(自大正十年度至昭和七年度)  
 施行町村數 二〇 住宅改良戸數 一九二戸 同縣費獎勵金 二二、一九七圓

移轉獎勵戸數 一七八戸 同縣費獎勵金 一九、三五五圓

ハ、井戸鑿(自大正十一年度至昭和七年度)  
 施行町村數 九 井戸箇數 六四(内水道一) 縣費補助額 二、四四七圓

ニ、虎眼診療(自昭和四年度至同七年度)  
 施行町村數 七 縣費支出額 二、九五六圓 成績患者數 一、〇一九人(内全治四九八人)

ホ、排水渠修築  
 施行町村數 二 施行年度 大正十二年度 延長 二九一米 縣費補助額 三五〇圓

ヘ、共同浴場建築補助  
 施行町村數 一 施行年度 昭和四年度 縣費補助額 四、四一六圓

ト、公會堂建築補助  
 施行町村數 一 施行年度 昭和二年度 社會事業協會補助額 五〇〇圓

チ、南部表製作講習會(自昭和五年度至同七年度)  
 施行町村數 六 受講者數 二〇〇人 引續キ生産従事者 一七〇 全額補助 ?

此經費 一、〇三六圓(引續キ従事者ニハ給セズ)

リ、製菓事業獎勵(昭和五年度)

施行町村数 六 製荏機購入数 一八臺 補助 三六〇圓  
 其他昭六、七年度に於て機械購入補助町村一、機械貸與をなしたる町村二、昭和八年度に於ては製荏講習會を二ヶ町村で開いた。

二、精神方面の施設

イ、育英奨励(昭和八年八月現在調査)

- ◇中等學校卒業者 一八名 國費補助
- ◇同目下在學中ノ者 一七名 同
- ◇高等小學校卒業者 一五名 縣費補助
- ◇同目下在學中ノ者 三六名 同
- ◇補習學校卒業者 一名 同
- ◇目下在學中ノ者 二二名 同

右は操行佳良、學業優等、身體強健なるもので、進學の念固きものに補助せられたものである。

ロ、融和事業功勞者表彰

昭和二年二月十一日養老郡多藝村長の表彰以來同七年二月十一日までに六名の表彰が行はれた。

ハ、講演會、講習會、事業協會費

◇講演會は(大正十五年度より昭和七年度まで)宮地久衛、下村春之助、太田醜子、山田清井、花田仲之助、山崎和容、藤田武二、氏等を招聘し、五十三回の開催によつて外部の認識深化と内部の自覺向上への啓蒙運動を強調し、融和の重大性を實踐を促した。

◇講習會(自昭和二年度至同七年度)

學務部長、社會課長を始め下村春之助、今井兼寛、三好伊平治、宮地久衛、太田醜子、山田清井、藤範見誠、原田慶範等の諸氏を招聘して、關係町村の青年、婦人、處女を一堂に集め、融和の事實、その發展の理解を圖るに共に本融和運動は實に女子青年の内にあることを高潮したのである。開催實に三十回、その効果見るべきものがあるのは、本運動として慶ぶ可きであらう。

ニ、融和促進標語懸賞募集

募集期	應募點數	一等當選標語
昭和六年二月	三、六〇八句	萬歳は九千萬の融和から
同 七年二月	一、七一四句	進んだ日本に後れた融和

ホ、融和祈願祭、文書宣傳、融和團體獎勵等に縣費を以て夫々有効に行はれて來た。

ヘ、講習員派遣(自昭和五年度至昭和七年度)(社會事業協會費)  
 融和事業に關する大小講習には養老郡日吉村大久保休吾氏派遣を嚆矢に爾來一七名の者が熱心に講話をした。

三、調査研究

イ、部落基本調査(社會事業協會費)

大正九年十二月關係地區より二十三名の調査員を囑託し、戸口、經濟、犯罪、部落起原の歴史、部落の特殊事情等の調査が行はれた。

ロ、部落經濟調査(社會事業協會費)

昭和五年七月關係町村より三十一名の調査員を囑託し、調査票に依り世帯殊に世帯主、世帯員の狀態の調査が

行はれた。

#### ハ、部落誌編纂

融和事業従事者の参考たらしめるため、昭和七年十月より着手し、關係方面より三十三名の調査員、十二名の編纂委員を囑託して、其基本調査を全うし、目下編纂中である。

#### ニ、懇談會（社會事業協會費）

昭和五年度から關係町村に於て内外有力者、役場、學校、警察側より約二十名の出席を求めて、二十六回の懇談會を開催して融和促進の方策の懇談があつた。

#### ホ、縣下融和事業従事者懇談協議會（縣費、社會事業協會費）

昭和三年十月三日以來四回に涉り、岐阜縣會議事堂其他に於て懇談協議が行はれた。

#### ヘ、融和教育研究會

昭和八年二月十二日岐阜縣會議事堂で融和教育研究會組織の件職業指導に關する件につき研究會が行はれた。

#### ト、部落經濟更正協議會

昭和七年十月三十一日岐阜縣會議事堂で内外有力者の協議會が開かれた。

x

現在本縣の融和運動は

#### 1 外部の啓蒙運動

#### 2 内部の自覺向上運動

に主眼を於て着々とその實績を挙げつゝある。

即ち外部啓蒙運動としては、一にその精神的更改を圖るにありとして、特に兒童期よりの融和教育に努めつゝある内部の自覺向上は即ち精神的方面の向上と共に經濟的方面の更正を企圖しつゝあるのである。精神的方面の向上は、一に報徳會の發展を期することによつて更生の途に進進、經濟的方面の更生としては環境整理、即ち分散斷行をなさしめ、從來内部の專業より農業への轉化を圖り、其の前哨として先づ副業（特に製筴）の獎勵をしてゐるのである。

## 一〇、本村と融和事業

### 1、明治時代

明治三年三月十四日大詔の煥發、明治四年八月二十八日太政官令第六十一號による四民平等の布告、此等による制度上の差別撤廢は、徳川三百年の封建制度下差別賤視の塗炭の苦しみにも懊惱呻吟した内部同胞を明るく世界、正しい天地に解放した。欣喜雀躍、新政府謳歌、王政維新萬歳の絶叫は、蓋し帝國萬代の發展を豫期させたのである。

然し事實はどうであつたか。腦裡深く刻みつけられた因襲的親念陋習は依然として内部同胞に對して冷たき現實の鐵鎖であつた。蓋し政府縣村當局及び先覺者達の必死の努力にも似ず、それは啓蒙として遠い未來に曙光を望む果敢ない烽火であつたに過ぎない。

制度撤廢に嬉んだ内部同胞、現實の冷酷に落膽する内部同胞——歴史は重々しく歩を運ぶ。明治四十二年内務省留岡幸助氏來村、氏が所謂部落の調査研究によつて國家的融和運動を力説提唱された事によつて融和事業は本格的發展の緒につき、有志及教育家及それが具體的發展啓蒙に努めたのである。

### □、大正時代

初期に於ては、明治時代の延長として一般同胞の理解と啓蒙を促すと共に、内部同胞の覺醒を計り縣及び社會事業協會の援助により、社會的施設としては道路の改修、住宅の改良及び移轉、井戸掘鑿、排水渠修となり、精神的施設として各種講習會、講演會、座談會の開催によつて、智徳体育の發達涵養に本事業は一段の改良進歩を見た。

後期に於ては一般的同胞の差別的偏見を殆んど解消し得、内部に於ても又然り。此の間大正十年本村有力者伊藤竹治郎氏、助役中村喜作氏、奉仕委員に囑托せられて、一般同胞の啓蒙に内部同胞の自覺向上とに盡粹せられ、本事業の急速なる發展に資せられたのは、その功大なりと云はなければならぬ（中村氏は昭和六年融和事業功勞者として本縣知事より表彰せらる。）

ハ、昭和時代

前時代の事業を繼承し、一段の努力をなすと共に、内外同胞一堂に會してその國家社會的使命に生きる軍人會、男女青年團、報徳會等の活動によつていよく同胞諸和の實質に入るに至り、昭和三年以來融和デーの全國的に開催せられるや、村民一致之に参加し融和の宣傳に、促進の祈願祭に協力以て融和の實を挙げつゝあるのである。又昭和七年には、島村ミ協力稻葉郡共生會を組織し婦人の融和に努力し、比較的差別觀念の強き婦人の覺醒を圖るに至り、その効見るべきものがあるのである。

かくして現在に於ては外面的に現はれたる差別事象は姿を消したが、内面的の差別觀念は今尙存するもの、如く、本事業は今後この内面的差別の除去に努力せなければならぬのである。

縣並に社會事業協會の援助により實施した融和事業中主なるもの、概況左の様である（全額又は一部縣費又は社會事業協會補助）

社會事業施設

- 一、道路改修 中央南北及東西通路閉塞
- 二、住宅改良 戸數四四戸
- 三、移轉獎勵 戸數一三戸
- 四、井戸掘鑿 非常用井戸三、共同用ポンプ井戸三〇
- 五、トラホーム診療 自昭和五年八月七日至同六年一月二十五日 患者數 一三三人 内全治數 五九人
- 六、排水渠修築 大正十三年度 延長六〇間
- 七、共同浴場 昭和四年度 間口三間、奥行七・五間 備考 入浴者毎日三百人乃至四百人 賃錢一人一錢 入浴者内部四割 外部六割
- 八、南部表製作講習會 昭和五年度 受講者七九人 引續き生産に従事せるもの五六人
- 九、製繩機購入 昭和五年度 七臺

●精神方面の施設

- 一、育英獎勵 高等科及中等學校入學獎勵
- 二、講演會
 

昭和三年度	講師 太田 醜子	聽講 人員 五〇〇人
同 五年度	同 野倉善太郎	同 婦人 二〇〇人
同 六年度	同 高瀬社會課長	聽講 人員 五五〇人
同 五年度	同 笠井教諭	受講人員處女 六八人
同 六年度	同 久保田學務部長	同 七〇人
同 六年度	同 山田清井女史	
- 三、講習會

四、懇談會	同	五年度	融和促進ニ關スル懇談會	内外有力者役 場學校警察
	同	六年度	融和懇談會	村民有志
	同		青年懇談會	同青年有志
	同		青年及父兄懇談會	村民一般
	同		融和促進ニ關スル懇談會	内外有力者役 場學校警察
	同		地區經濟更正座談會	内外有力者
五、座談會	同	八年度		
	同	九年度		

右は本村最近の主なる事項のみを記載したのであるが、其他各字報徳會全村報徳會開催の都度、融和促進に關する方策を講じ、時々此の道の權威者を招聘して、自覺、啓蒙運動を強調し、融和の重大性と實踐を促してゐる。又昭和七年島村と協力して組織した稻葉郡共生會は年二回講演會、講習會、懇談會、座談會を開催してゐる。

## 一一、結論（融和運動）

多數同胞の啓蒙  
内部同胞の自覺、向上

畏くも上列聖本問題に優渥なる御心を注がせ給ひ、政府又種々施設をなし、融和促進に努めつゝあるに關はらず、本問題に關する現下の社會實情を顧みるに表面如何にも穩かに見え、何の差別もあるものか云ふ風に見えるが内秘的賤視差別の潜在する真相を見る時、國の爲將又人道の上から見ても遺憾千萬の極みである。潜在意識の發露として今尙國家的不祥事を惹起するのを見ても、その心境を察することが出来る。

この不祥事を根絶するには、一には多數同胞の一層の啓蒙である。されば全國民の健全なる向上發達を期する爲め

之を國民運動として向上發達を期すると共に、人類相愛の精神を振作し、同胞意識を喚起し、社會正義の觀念に基き封建的觀念を打破し、不合理なる差別事象の絶滅を期すべきである。

二には内部同胞の自覺向上である。これは融和問題解決の先決根本問題である。のみならず過去の所謂部落解放運動過程に於ける事實が、この問題の關係を明かに證明してゐる。即ち第一に内部同胞が、人間としての自覺が必要である。内部同胞が自卑自屈にして舊習慣のまゝに生活しつゝあり、差別をそのまゝに甘受し、黙認してゐる間は一般大衆は寧ろ差別するこゝを當然の如く思ひ、不合理とも社會的罪惡とも考へない。これに反し、内部同胞が人間として、又現社會人として、差別せられつゝあることに對し、その不合理、非人道、反正義を甘受すべきものにあらずといふ確乎たる自覺に立ち、之が解決に向つて努力を試みる時、問題は比較的によく解決せられてゐる。かゝる理由に基き「自覺ある所に差別なく、自覺なき處に差別あり」といふこゝが、この問題解決上、絶對不可缺の一大信條も見做し得る事が出来る。

しからば「内部同胞の自覺向上」は單にこの「人間としての自覺で足れりとなす」かまひへば更にその上に「社會人としての自覺向上」を必要とする。吾々は社會の有機體であり、従つて社會正義の觀念が必要である。人間の行爲中には個人的には妥當と思はれても社會的には左様でない場合がある。内部同胞の「人間としての自覺向上が、社會正義に反するやうなことがあつてはならぬ。暴に酬ゆるに暴を以てするが如きは、眞の自覺向上ではない。即ち、この意味に於て「人間としての自覺向上」まで進まねばならぬ。尙融和問題解決上にも直接「社會人としての自覺」を必要とする。今日の社會に於て吾々は、社會人として當然なさねばならぬ大切な務を持つ、社會人がこの務を忠實に遂行することによつて、社會は進歩し淨化されるのである。これ等の任務が各個人の社會的自覺によつて成遂けられることはいふまでもないことである。内部同胞の「社會人としての自覺向上」はかゝる場合に於ける自覺向上を云

ふのである。

更にこの自覺向上を二つに分けて考へる事が出来る。その一つはまづ「自己を出發點とする自覺向上」である。内部同胞は機會均等に對する要求をなすつゝあり、従つてそれは積極的進出への行動化である。現在内部同胞は種々の原因に防げられて未だ政治的にも社會的にも機會均等の實を擧げてゐない。現代社會人がこの點に於てその希望を充たすことは、社會への進歩への完全なる任務を遂行することとなる。この意味から、内部同胞が社會的自覺の缺如せるが爲、かかる目的を達し得ないことはそれだけ社會の完全な進歩を妨げることとなる。のみならず直接内部同胞にとつても、かかる結果は、この問題解決の積極方策の一つを失ふものである。換言すれば内部同胞がその社會的自覺によりあらゆる機會を利用して社會の各方面に進出することは、直接間接に問題解決へのよき効果をもたらす。他の一つはあくまでも「社會の一單位としての自覺向上」である。即ち社會の共存共榮を圖るメンバーとしての自覺である。従つてこの場合の自覺向上はよりよき社會の實現を期するための協同者としての自覺である。水平社第三綱領の後文に「人類最高ノ完成ニ向ツテ突進ス」といふ言葉がある。實にこの意味に於ける自覺向上こそ眞の「社會人としての自覺向上」であらねばならぬ。繰返して言ふまでもなく融和運動は直接には融和の解決を企圖する運動であるが間接にはよりよき社會の實現を期するため益々社會淨化の運動である。殊に永い間不合理なる社會の現象に禍ひせられて、不幸なる社會生活を營みつゝある内部同胞にはよりよき社會の實現に對して、熾烈なる精神の働きがある筈であり、のみならず此の精神の飛躍があつてこそ、眞に自己の體驗の尊さを誇ることが出来るのである。

x  
多數同胞の啓蒙と内部同胞の自覺向上によつて社會の全目が一齊に社會連帶の觀念に基き、國民の一人として國家の平和のため、社會の一員としては、地方自治の圓滿發達の爲めに、人としては人を人として生かし、互に人とし

て生きる爲めに、社會人が總が、りこなつて、各自の至誠と熱愛を流露し、双方が赤裸々となつて互に隔てなき心の融合によつて初めて、緝和融合の美果を結ぶこゝが出来るのである。約言すれば本事業は時間的には多年に亘り民間に醗酵せられたる罪惡史の抹消であり、空間的には民俗的團結の亀裂を未然に防ぐこゝであり、更に社會的には社會の平和を促進し、人間最高道德完成の大業であり、國家的には國家の基礎を彌が上にも倍々鞏固にする緊要緊切なる事業である。——教育者たるもの考ふべきである——



## 後 篇

### 一、融和教育ノ目的

御聖訓ノ御趣旨ヲ奉體シ、本校教育方針ニ則リ一般教育ヲ通シ兒童ノ純情ト正義ノ念ニ訴へ、人格ノ尊嚴ト共存共榮ノ本義ヲ明ラカニシ、愛、勇、正ノ精神ヲ涵養スルト共ニ、一面若キ彈力アル魂ニ謂ナキ諦觀的自己卑下ノ念ヲ排除スル確固タル自覺ト信念ヲ與へ、以テ同胞和親！我大日本帝國ノ健全ナル伸展ト人類福祉ノ増進ヲ期セントス。

### 二、綱 領

- 一、兒童生活ニ於ケル差別意識ノ防除ニ努ム。
- 二、所謂内部兒童ノ諦觀的偏見ヲ排除シ自覺向上ノ念ヲ與フ。
- 三、同胞和親以テ融和ノ實踐者タラシム。

### 三、校訓と融和教育

學校訓練の大方針は該學校兒童の包含せる一般的缺陷、町村の傾向、社會の風潮等を考慮して定むべきものであつ

て、その訓練を徹底せしむるこゝによつて兒童の缺陷を矯正し社會の要望する人物を養成するものでなければならぬ。茲に於て本校は昭和七年四月一日從來の校訓を左の如く改めた（参考のために舊校訓をも並記する）

#### ●舊 校 訓

##### 三 大 要 項

- 一、忠君愛國ノ志ヲ養ヒ萬事誠ヲ本トスベシ
- 一、父母教師ノ訓ヘニ從ヒ其恩ヲ忘ルベカラズ
- 一、勉強儉約ヲ旨トスベシ

##### 五 條 目

- 一、共同一致ヲ尙ビ公益ヲ圖ルベシ
- 一、己レノ欲セザル所之ヲ人ニ施スベカラズ
- 一、禮儀ヲ重ンジ長者ヲ敬フベシ
- 一、困苦缺乏ニ耐ヘ克ツベシ
- 一、飲食運動ニ注意シ身體ヲ健康ニスベシ

右校訓ハ謹テ勅語ノ御趣意ヲ貫徹セシメンガ爲ニ授クル所ナレバ深ク心ニ記シ篤ク之ヲ行フベシ

明治三十一年十一月三日

#### ●新 校 訓

##### 低 學 年

- 一、テンシサマヲマイジニシマセウ

- 二、カミサマヤネトケサマヲウヤマヒマセウ
- 三、ジブンノカラダハジブンデチャウブニシマセウ
- 四、ナニゴトモヨクカンガヘテカラシマセウ
- 五、オトナシイタメニナルヒトニナリマセウ

#### 高 學 年

- 一、皇室ヲ尊ビ國家ヲ愛シ同胞和親ニ燃エヨ
- 一、神祇ヲ敬ヒ祖先ヲ崇ビ自己ノ發展ヲ圖レ
- 一、克ク養ヒ克ク鍛ヘ身體ヲ強健ニセヨ
- 一、熱慮ノ結果ハ全力ヲ盡シテ斷行セヨ
- 一、學理ヲ應用シ道理ニ從順ナル有爲ノ人物トナレ

の五大訓練方針を決定し、それが徹底を期しつつあるが、而もその訓練條項中特に融和教育上重視さるべき點を指摘し、その取扱ひに一段の考慮を拂ひつゝある。

以上の五箇條項何れも融和教育上背馳するものに非ざることは論なき所であるが第一項の

「皇室ヲ尊ビ國家ヲ愛シ同胞和親ニ燃エヨ」

は本校教育の最も重要なものである。依つて之を基本として融和教育の根本方針を定め日常教育の實際に於て機に臨み時に應じて之の徹底を期してゐる。

#### 四、融和教育實施上の注意

- 一、教師は融和問題に對し十分なる理解識見を有すること。
- 二、歴史的研究により賤視差別の不合理なる所以を認識すること。
- 三、各種融和資料の蒐集調査研究に努むること。
- 四、内部同胞に對する被差別者の理會を深むること。
- 五、融和問題に對する諸種の異論に對し批判的研究をなすこと。
- 六、兒童に差別の言動ありたる時は當人は勿論家庭に對し充分理解反省を求むること。
- 七、内部の事情に通じ向上優遷の途を講ずるやうに努力すること。
- 八、社會教育に於ても一層人格の尊嚴、同胞相愛の必要を説き學校教育と相俟つて其の徹底を期すること。
- 九、積極的研究と實踐とによりて融和實現の目的達成に努むること。

#### 五、融和教育と各學年努力點

##### 1 低學年時代

此の時代は純真無垢天使の如く何等差別意識を有して居ない。故に感染させない様に全力を注ぐ。

##### 2 中學年時代

家庭及友人より不知不識の間に感染してゐるけれども極めて機械的模倣的で未だ確然たる差別意識を有し居らず、故にかゝる幼根双葉の内に摘みとつて徹底的に除去することに努める。

### 3 高學年時代

雖然差別意識を有して居るものが多いけれども、潜在的で外部に容易に現はさず極めて教育上至難である。此の時代に於ては人生の尊さ、誤れる優越感の無價値であるこゝを覺らせ公正な精神を養ひ、國史に照し部落の起因差別問題の由來等理論的に授け、差別の不合理な點を徹底的に知らせ、人格平等、人間禮讓、人類相愛の精神を強調する。

## 六、融和的教材の取扱

日常の教授に於て融和的教材の取扱ひに注意し、本教育達成の爲め不斷の努力を拂ひつゝある。之が教材は修身、讀方、國史を初め、唱歌、圖畫等の情操教科及び体操（特に遊競技）等に於ても大いに考慮せられるべきものであつて、その教科の調査は一部完了し日常授業に活用してゐる（細目参照）

## 七、兒童諸調査と対策

兒童中差別觀念の有無及び其の感染の経路等を調査し、適切な指導をなすことは最も肝要であるから、時々テストを行ひ個別調査をする。

### (1) 基礎調査

兒童差別の保持状況  
融和教育實施に當り何より先に知らねばならぬものは兒童の差別を知る程度である。

本年八月實施調査の結果は左の通りである。

學年	性別	調査人員	知レル者	知ラザル者	家庭ニ於テ知リタル者	由來不明ノ者	事件ニヨリ知リタル者	社會ニヨリ知リタル者	友達ニヨリ知リタル者	其他
尋一	女男	三三	一六	三三	一三	一四				
同二	女男	三三	二〇	七四	二四	九				
同三	女男	三三	二六	七五	二五	六				
同四	女男	三三	三〇	七五	三三	三				
同五	女男	三三	三三	七五	三三	七				
同六	女男	三三	三三	七五	三三	四				
高一	女男	三三	三三	七五	三三	七				
高二	女男	三三	三三	七五	三三	二				



高	【四】操行成績比較						學年	性別	全平均	計平均	二
	一	六	五	四	三	二					
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
八	八	九	八	二	四	七	七	八	八	八	八
五	〇	九	六	三	七	七	七	四	〇	〇	〇
一	〇	〇	〇	二	一	〇	〇	一	一	一	一
三	七	元	三	三	三	三	三	三	三	三	三
六	七	五	五	九	五	三	九	一	四	五	七
一	七	〇	四	三	五	一	五	〇	四	一	〇
一	一	〇	六	一	一	〇	一	〇	一	〇	二
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

高	【三】學業成績比較						學年	性別	全平均	平均	高二
	一	六	五	四	三	二					
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
八	八	九	八	二	四	七	七	八	八	八	八
六	〇	九	六	三	七	七	七	四	〇	〇	〇
一	〇	〇	〇	二	一	〇	〇	一	一	一	一
三	九	元	三	三	三	三	三	三	三	三	三
六	七	五	五	九	五	三	九	一	四	五	七
一	七	〇	四	三	五	一	五	〇	四	一	〇
一	一	〇	六	一	一	〇	一	〇	一	〇	二
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

六	五	四	三	二	一
女男	女男	女男	女男	女男	女男

三	四	三	五	三	四	三
六	六	九	二	八	三	二
三	四	三	二	一	三	二

三	八	二	六	二	三	三	四	〇	九	三	三
一	二	二	三	一	二	一	一	三	二	三	四

七	九	三	三	〇	三	七	六	〇	元	天	〇
四	二	三	三	七	一	六	〇	〇	四	三	四

七	四	二	四	四	八	五	八	七	五	四	七
一	二	四	五	一	〇	三	二	一	一	一	〇

(口)身体狀況(營養)

百	合	計	高
分			一
比	計	女男	女男

六	三	三	〇	三	六
二	〇	五	六	四	八

二	六	五	六	二	四	二	三
一	〇	〇	〇	一	四	一	一

五	三	一	六	三	七	七	五
三	六	三	七	六	五	三	四

三	一	六	六	七	三	九	八
二	五	三	三	一	〇	〇	二

六	五	四	三	二	一
女男	女男	女男	女男	女男	女男

三	四	三	五	三	四	三
六	六	九	三	八	三	二
三	四	三	二	一	三	二

〇	五	五	三	〇	七	八	二	五	八	七	七
一	二	一	三	二	一	〇	〇	三	一	〇	二

三	三	三	六	三	三	三	七	三	七	天	天
四	二	四	六	七	二	七	一	〇	四	四	五

四	五	八	二	五	四	五	九	九	八	〇	六
一	二	三	二	〇	〇	四	二	一	二	三	一

【五】(イ)身体狀況(發育)

%	合	別	高
	計	計	二
		女男	女男

六	三	三	〇
七	〇	三	〇
二	〇	五	四

二	二	六	八
〇	九	四	〇

七	四	三	三
五	八	八	三
五	八	三	六

六	四	九	〇
六	〇	三	四
一	八	四	〇

〇	二	一	〇
〇	〇	〇	〇

年 度	性別	尋常科卒業数		高等科入學数		同上百分比	
		多数	少数	多数	少数	多数	少数
昭和六年度	女	六六	二〇	三三	〇八	八、八	〇、八
昭和六年度	男	六六	二〇	三三	〇八	八、八	〇、八
同 七年度	女	六六	二〇	三三	〇八	八、八	〇、八
同 七年度	男	六六	二〇	三三	〇八	八、八	〇、八
同 八年度	女	六六	二〇	三三	〇八	八、八	〇、八
同 八年度	男	六六	二〇	三三	〇八	八、八	〇、八
合 計	女	三〇五	一〇	一五二	二七	一〇、二	〇、二
合 計	男	三〇五	一〇	一五二	二七	一〇、二	〇、二
百 分 比	計	二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

【六】高等科入學状況

年 度	性別	中 学 校		高等女学校		實業学校		實科女学校		裁縫女学校		其 他	
		多数	少数	多数	少数	多数	少数	多数	少数	多数	少数	多数	少数
昭和六年度	女	一七	一	二五	一	一八	一	二二	一	三六	三	一	一
昭和六年度	男	一七	一	二五	一	一八	一	二二	一	三六	三	一	一
同 七年度	女	一七	一	二五	一	一八	一	二二	一	三六	三	一	一
同 七年度	男	一七	一	二五	一	一八	一	二二	一	三六	三	一	一
同 八年度	女	一七	一	二五	一	一八	一	二二	一	三六	三	一	一
同 八年度	男	一七	一	二五	一	一八	一	二二	一	三六	三	一	一

【七】上級学校入學状況(最近五ヶ年)

年 度	性別	尋常科卒業数		高等科入學数		同上百分比	
		多数	少数	多数	少数	多数	少数
昭和六年度	女	六六	二〇	三三	〇八	八、八	〇、八
昭和六年度	男	六六	二〇	三三	〇八	八、八	〇、八
同 七年度	女	六六	二〇	三三	〇八	八、八	〇、八
同 七年度	男	六六	二〇	三三	〇八	八、八	〇、八
同 八年度	女	六六	二〇	三三	〇八	八、八	〇、八
同 八年度	男	六六	二〇	三三	〇八	八、八	〇、八
合 計	女	三〇五	一〇	一五二	二七	一〇、二	〇、二
合 計	男	三〇五	一〇	一五二	二七	一〇、二	〇、二
百 分 比	計	二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

少数同胞は育英を奨励されてゐて、尙且つ此の状態である。  
 【八】就職状況(最近三ヶ年)(卒業者中上級学校へ入學セル者ハ省ク)

年 度	性別	卒業者		家事ニ従事セルモノ		雇傭セラレタルモノ	
		多数	少数	多数	少数	多数	少数
昭和六年度	女	一四八	一四二	一〇二	一一一	四六	二一
昭和六年度	男	一四八	一四二	一〇二	一一一	四六	二一
同 七年度	女	一四八	一四二	一〇二	一一一	四六	二一
同 七年度	男	一四八	一四二	一〇二	一一一	四六	二一
同 八年度	女	一四八	一四二	一〇二	一一一	四六	二一
同 八年度	男	一四八	一四二	一〇二	一一一	四六	二一
合 計	女	一四八	一四二	一〇二	一一一	四六	二一
合 計	男	一四八	一四二	一〇二	一一一	四六	二一
百 分 比	計	二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

右表中「雇傭せられたる者」のみが職業的進出と認め得るものであつて、家事従事者はその半数位は止むを得ざる家事従事者である。この雇傭せられたる率は男子では内部側の方がよいが、女子では、はるかに劣つてゐる。經濟的實狀から見て、少数同胞側兒童の求職の率は、遙に多数同胞のそれに比して高率であるべき筈であるに拘らず、此の状態である。又此の雇傭關係の中には、内部は内部の就職と云ふ数字が大多数であつて、一般側へ雇傭されることはその數極めて少ないのである。中には殆んど雇傭されることに決定してゐても、少数同胞出身なる事が知れると解約された者もある。又一度雇傭されても少数同胞出身なる事が知れると解雇された事や、解雇されることも度々ある。又折角雇傭されても、外面的、内面的差別の爲め居たまらず、歸郷するもの、非常に多いことは、改めて数字的證明をするまでもない。

以上の相異諸點を一般兒童と同様なるものに向させて行くところに融和教育の一つの使命がある。

(3) 對 策 (一)

あらゆる事情に於て兩者兒童を出來得る限り同一若くは類似の状態に置くことは、融和教育上極めて大切なことである。何かなれば、彼等の服装、持物等に甚だしく甲乙ある時は、優者は徒らに優越感を抱いて他を蔑視せやうとする氣分を抱き、そうでないものは卑屈心を抱いて他を羨望するやうになる。

#### 1 服装

本校兒童は幸に服装に懸隔少なく、殆んど類似の状態である。然し身締りの悪いもの、洋服のホック、ボタン等の破損、紛失したもの、或は一部破綻の儘にて登校するものがあり、常に看護當番、受持教師の不斷の注意と女教師及高學年生徒の活動により之が修覆に留意してゐる。

#### 2 學用品

圖書、書方、綴方、手工等の學用品は學校、學級に於て購入配給してゐるから全部同一である。鉛筆、ノート、筆墨等の類も學校より商人に指定せるもの故、略々一定したものであるが、其の使用方法等に指導注意を怠らず、常に整美を期してゐる。

#### 3 教室內兒童の配置

内部及一般兒童の教室內配置に留意し、身幹の程度による支障並に成績相異上より來る指導取扱に障害のない範圍では能ふ限り兩方面兒童を併せしめる方針を取つて居る。

#### 4 掃除其他勤務上の組合せ

教室內兒童配置は机列に準據して、支障のない限り（低學年は歸宅の關係を考慮）組合せ勤務させてゐる。

#### 5 身体の清潔と治療

身体検査の結果を重視し、疾病兒童に對しては夫々父兄に傳達し之を治療に努めさせてゐるが、特にトラホーム兒

童に對しては專屬看護婦を設置し徹底的治療に盡力してゐる。尙頭の虱の驅除、手足の清潔に就いては容儀検査日を設定し服装の整美と共に絶えず検閲を行ひ、之が徹底を圖りつゝある。

#### 6 共同訓練

學校に於ける兒童の生活は悉く共同生活であつて、訓練的立場から施設經營を行ふべきものであるが、特に諸種の作業に於ては重大な意味を發見するばかりでなく、体操科は共同訓練を施す上に極めて重要な立場にあるから、本校に於ては体操科教授要目に従ひ、之が向上を期し生理的・心理的との併用によつて、訓育上効果を收めやうとし、特に遊戯、競技の題材選擇、實施方法の研究を重視し、融和教育に資す爲努力してゐる。

又此種教育上唱歌教授の効果の偉大な事は茲に更めて述べる必要なく、適當な題材を選び之が徹底を期し、家事の實習、手工教授、理科實驗等日常教授に共同訓練を施し不識不知の間に兩者兒童の融和に資してゐる。尙本校に於て

共同訓練上の適當な機會として絶えず細心の注意を拂つてゐる事項は次の様である。

- 1 農業實習
- 2 花園の自治經營
- 3 校庭校舍整美作業
- 4 神社忠魂碑の清掃
- 5 遠足、修學旅行
- 6 學藝會
- 7 其他

#### (4) 對策 (二)

少數同胞兒童の自覺は融和教育を進涉せしむる上に好結果を齎らすものも考へる。勿論劣つてゐる内部兒童を一般兒童と同じ線に引上げそれから融和教育を行ふさいふのでは根本的の誤りで、斯る見地からでなくして解放の上に立つてやがての素地原力を作り、多數同胞より劣つてゐるさいふ向上發展を希望するのである。この意味から、風俗、習慣、言語等改善を要すべきものは勿論、智育體育德育方面に於ても大いに向上に努力さすべきである。

この自覺の教育を施すにはその環境及生活狀況を充分知ることが重要な要件である。



元來本村は幕政時代に於ても他府縣の様に差別壓迫が極端でなかつた事が古文書、或は古老の言によつて立證されてゐる。従つて内部同胞も他府縣の如く卑屈でなく思想も極めて穩健である。この點は明治以來各所に起つた様な大事件の起らなかつたこと、水平社運動にも加入者が極めて僅少で、既に内外融和が或程度進捗してゐたことを知るこゝが出来る。

明治以來の本村の融和運動の狀況は既述の如き経路で發達し、特に内部同胞の自覺向上が他に比して一日の長を來たし、現在では内面的に現はれた差別事象は何等認むべきものがないと云つても過言ではない。

然し本校に於て細密なる生活環境の調査を行ひ、尙一般同胞に比し多少の遜色ありと認むるものを舉ぐれば左の如くである。

- 一、體格の悪い者が多い。
- 一、トラホーム患者が多い。
- 一、言語不明瞭並に辯のある言葉を使用する者が尙ある。
- 一、規律節制のない者がある。
- 一、品性上遺憾なものがある。
- 一、貧困者が多い。
- 一、清潔、整頓の習慣の改良されないものがある。
- 一、教育程度の低い者が多い。
- 一、小供を盲目的に愛するものが多い。
- 一、浪費の悪習や貯蓄心のない者が多い。

等々種々數へられる。

又精神方面に於ては

#### 一、老年男女

一般に諦觀主義にて本問題は他力によつて解決さるゝを待ち、昔乍らの現世よりは所謂未來の希望を持ち神佛の參詣に餘念がない。

#### 二、壯年男子

一部の者は自らも陣頭に立ち將來ある青年を指揮鞭撻し、社會的發展の自覺向上に邁進せんとする者もあるが大部分の者は、明治以來の資本主義的經濟によつて現實社會に於ける生活を壓迫せられ、事業を奪はれつゝ、あるので何等かの進路を求めんが經濟更正に將又「如何にして生きて行くべきか」に日夜腐心努力し、本問題には今日の處程遠い感がある。

賤視差別の續く限り轉業の見込も無く、昨年度及本年度縣社會事業協會主催の自力更生座談會に於て更生の途を講じつゝ、あるも其効果寧ろない感がある。

#### 三、壯年女子

老年男女と同じく諦觀主義只經濟更生の一助として、從來の内職と家事に没頭し、社寺の參詣と觀劇を唯一の樂みとして居るもの、如く此處にも自覺向上の曙光は認め難い。

#### 四、青年男子

融和運動の主体をなす青年の一部分の自覺者を除き壯年者と同じく「生きて行く道」に腐心し、社會的向上發展より、まづ己の生活の途を講ずるに汲々たる有様にて、壯年自覺者の指導鞭撻も反響少なく、従つて補習學

校、青年訓練等の修養機關への出席も極めて稀である。  
融和事業の將來を思ふ時痛恨の極みである。

### 五、青年女子

大部分の者はやはり諦觀主義で信念も希望もなく、内職なり家事の手傳に孜々として日を送るのみであつた。此處に於て本校は昭和七年度以來、毎月二回内外處女を一同に會せしめ、精神修養に將又手藝、家事の講習會を開きつゝある、其結果は融和運動にも効果あるものゝ確信してゐる。

次に直接兒童に關係ある家庭の狀況は左の如くである(公表差支へ無しと認めしものゝみ)(昭和九年八月現在)

總戸數 一一一戸 總人口 五八八人

本校兒童を有する戸數 六〇戸 人口 四六八人

兒童數 一一〇人

一戸より一人來る者 二二戸

同 二人來る者 二八戸

同 三人來る者 一一戸

清頓整頓を要するを認めめる戸數 一五戸

家庭の改良を要するを認めめる戸數 七戸

自家に井戸なきもの 三戸

實父母なき者 二

實父無き者 一

實母なき者 一二  
祖父母ある者 一五  
祖父のみある者 三  
祖母のみある者 一八

本校兒童(少數)の環境は斯の如き雰圍氣に包まれてゐる。此の環境を考へる時、兒童の自覺の教育は實に焦眉の急で又重大なる使命なれば、校内指導は既述の通りである。

校外指導は本校指導方針に據つて行つて居る(本校校外指導方針參酌)  
參考に「本年度黒野第三部少年團の申合せ事項中主なるものは左の如くである(八月三十一日迄)

一、祝祭日には國旗掲揚をするこゝ

一、報徳箱の設置(四ヶ所)

一、道路、水路の除草と排水

一、夏期中各自家庭及道路の撒水

一、各自家庭の清潔整頓の實行

一、言葉遣を良くすること

一、何事をなすにも眞面目で熱心になすこと

一、學校中の者と仲よく遊ぶこと

只、他の一般兒童に比して指導上都合もよく効果のある點は其地域が學校の附近であるので種々の場合に便利である。

例へば、校長、字受持、學年受持が巡視、家庭訪問、並に児童の特別指導、訓戒等一般側児童及父兄に窺知されな  
い。

内部父兄にしても一般側児童を常に接見するので之に對して、學習、行爲、服裝、其の他に充分考慮注意し、外面  
上の差別の芟除に努める。

次に總括的内部同胞の向上について次の點に留意してゐる。

- 一、我國史を正しく認識せしめ日本精神に立脚したる理想を與へること
- 一、自覺を與へ卑下諦觀の感情を除去すること
- 一、體育を獎勵して體質体格の改善をなすこと
- 一、衛生思想を涵養し特に清潔の良習を養ふこと
- 一、豫習復習を獎勵し勉學心の涵養をなすこと
- 一、規律を嚴格にし禮儀を重んぜしむること
- 一、言語を明瞭にし正しき言葉遣ひをなすこと
- 一、勤勉努力の良習慣を養ふこと
- 一、浪費を節し貯蓄心を養ふこと
- 一、依頼心を捨て經濟の自力更生を計ること
- 一、補習教育、青年訓練その他青年男女の教育の振興を計ること
- 一、青年男女の社會的自覺向上の活動を鞭撻すること
- 一、子女に對する盲目的の愛を矯正すること

一、報徳會を一層盛んにし自覺向上の途を講ずること  
以上をモットーとし特に家庭訪問を多くし、奉仕委員との聯絡、内部先覺者、或は役員と會見し、向上優越に關す  
る意見交換、青年男女の自覺向上に兒童を通じて家庭へ、家庭を通じて兒童へと不斷の努力をなしてゐる。

八、各教科（修身、國史、國方）に表はれたる融和教材

卷	課	題	目	融和	教育事項
一	一	學	校	融和	一、如何なる兒童でも仲よくする 一、粗服を着てゐても不具でも良く出来ぬ兒童でも仲よくすること
一	四	友	だ	融和	一、友だちは助け合ふこと 一、地域が異なるものでも助け合ふこと 一、友だちの容貌、服装、言語、舉動等について嘲り笑つたり誹つたりせぬこと
一	五	ケン	カ	融和	一、自己の悪しかりし事を詫びること 一、相手を恕す度量を持たしむ
一	八	シ	マ	融和	一、何でも元の所へ片付けてをく
一	二	キ	マ	融和	一、どんな人に對してもきまりよくする

一	一	三	ア	マ	チ	ラ	カ	ク	ス	ナ	過失失言は直ちに謝してかくしてはならぬ	一、人の過失、失言を許すこと 一、一度なしたる過は再びせざる様注意すること
一	一	六	近	所	の	人	貧富の區別職業の如何に拘らず仲よくすること	一、隣保團結の精神養成 一、近所の人を誹謗せぬこと	一、自己の行爲亦は言語により人に損害を蒙らしめ或は名譽を傷けないこと	一、國民誰もが陛下の赤子である故舉國一致忠義をつくすこと	一、融和教育としての總括 一、他人の長所を見出し、短所を言はない事 一、自分の長所を誇らぬこと	
一	一	八	人	に	迷	惑	を	か	け	る	人に迷惑をかけぬこと及び公共心の涵養	一、友達は互に隔て心なく、兄弟の如く親切をつくすべきこと 一、外國人に對してもよく親切につき合ふべきこと
一	一	二	六	忠	義	共同一致忠義をつくすこと	一、融和教育としての總括 一、他人の長所を見出し、短所を言はない事 一、自分の長所を誇らぬこと	一、友達は互に助け合ひ苦樂を分つこと	一、外國人に對してもよく親切につき合ふべきこと			
二	二	七	自	慢	する	な	人に勝れたる事あるも之を自慢せぬこと	一、凡て言語、舉動は其の人の人格を表はすものなれば貴賤貧富を問はず十分注意をなす事 一、若し他人に過あつた時は、他人の人格を尊重して、心よくその過をゆるすこと	一、日常の言語、舉動を不法ならざるやうせしむ			
二	二	一	無	作	法	な	無作法なことをするな	一、日常の言語、舉動を不法ならざるやうせしむ	一、若し他人に過あつた時は、他人の人格を尊重して、心よくその過をゆるすこと			
二	二	一	人	の	過	を	ゆる	せ	寛容心の養成	一、日常の言語、舉動を不法ならざるやうせしむ	一、若し他人に過あつた時は、他人の人格を尊重して、心よくその過をゆるすこと	

二一三	悪いすゝめにした がふな	批判力の養成と、強固なる意志 の養成	一、例へ親友の勧めでも悪い事には決して従は ないこと
二二一	召使をいたわれ	同情心、人類愛の心を養ふ	一、召使といへども同じく尊い人間なれば家人 同様に同情し愛情の心を以つて接すべきこ と
二二二	辛抱強くあれ	辛抱強い事は物事成功のもこる なること	一、何事もよく辛抱して、事に熱心なれば、や がては世の中の成功者となること
二二五	人の難儀を救へ	同情心を養ふ	一、互に難儀に遭遇した場合は、眞に同情し己 の勞をいとはず之を救ひ、共存共榮の途を 講ずること
二二六	よい子供	共に助け合ふこと 共に隔て心を持たぬこと	一、隔心を持たず、二者の對立をさけ、共に 共存共榮を計ること
三六	整頓	服装學用品不整正にならないこ と	一、見苦しい服装學用品の不整頓なものは差別 され易いから注意すること
三九	友だち	友だちは眞に情誼を重んじ相扶 け合ふこと	一、友を作るには地域、異字を超越すること
三一	一行儀	日常の言語舉動無作法ならない やうにする	一、賤しき言語舉動は人格をおとすものなれば 貴賤貧富をとはず注意したい

三一三	堪	何事も堪へ忍ぶ事は成功のもと	一、何事も堪へ忍べば、やがては成功者となる
三一五	皇太神宮	敬神觀念助長	一、因習により神を祭らざりし家庭の児童にも 徐々に敬神の念養成して行く
三一八	慈善	哀むべき状態にあるものに特に 目をかける	一、物質的、精神的、肉體的に悩み苦しむ者に 同情の心をよせる心
三二〇	寛大	寛容心の養成	一、他人に過があつたらよくゆるすこと
三二三	共同	共同の必要なこと	一、一部の人でも差別があつてはならぬ凡て共 同共榮をはかること
三二四	近所の人	隣保扶助の精神助長	一、貧富の區別職業の如何にか、わらず仲よく すること
三二六	生き物をあはれめ	仁愛の心深からせる	一、生物をあはれむべきこと殊に人類間にあつ ては仁愛の心深くすること
三二七	よい日本人		一、融和教育としての總括
四一	明治天皇	明治天皇の御聖旨にそひ同胞融 和親善忠君愛國の精神助長	一、明治天皇の一視同仁の御徳 二、明治天皇の御盛徳を知らしめる 一、國民は皆一樣に陛下の赤子たる故融和親善 協力以て陛下を安んじ奉ること

四	三	靖國神社	一視同仁、君國の有難さを感じせしめ、忠君愛國の精神の助長	一、國民は總べて卑下諦観の念を去ること 二、祭神の功績を慕ひ同胞相誡めて君國の爲に身命を捧げたい
四	七	兄弟	兄弟の愛情はやがて朋友間の友情となるべく心掛けしむ	一、兄弟の愛情は朋友間の愛情にまで至る如く心掛けしめたい 二、同胞融和の問題も石の如きかたい心さへあれば解けるものである
四	一〇	克己	自暴自棄に落ちいらす目的に向つて進むこと	一、困苦缺乏に耐へ自暴自棄に落入らざる様に指導
四	一七	迷信に陥るな	迷信打破と共に因襲觀念除去を強調する	一、道理に合はないことを信じて固執せないこと 二、凡ての因襲打破を強調し差別觀念の除去に努力すること
四	一八	禮儀	禮儀は魂ある存在として當然の徳である、殊に人間同志の温雅な關係は禮によつて保たれることを知らしむ	一、言語舉動に注意 二、人を侮蔑したり差別したりすることは大なる無禮である 三、自己を卑下して自暴自棄になることもこれ又大なる無禮なること
四	一九	よい習慣を作れ	悪習は勇敢に捨て、良習を作る	一、反省自覺して悪習慣の打破を實踐をしなければならぬ 二、よりよい社會風習を作るやうに努めねばならぬ

四	二〇	生物をあはれめ	總ての生物をあはれみ、人類は互に扶助すること	一、總べての生物を必要な場合の他に虐殺することは崇高な人間の情なきものである 二、家畜、家禽は家族としていたはらなければならぬ
四	二一	博愛	博愛は親疎内外を問はず博く人を愛することである、最も崇高な人間愛から生れ出づるものである	一、博愛は人間愛で差別はないこと 二、虚けられてゐるもの程あはれむこと 三、我同胞間の差別の芟除をなすこと
四	二七	よい日本人	我が國體の外國のそれと異なりたるを理解せしめ更に我が建國精神を知らしむ	一、融和教育總括 二、明治、龜山、醍醐天皇の御仁慈、御事蹟についての理會 三、建國精神を知らしめ君民一體の國家、我が國體の特異性を確把させる
五	一	我が國	共同生活、社會生活の本質的把握をなさしめること	一、不合理なる差別は社會生活の本義にそむく事を知らしめる事
五	四	舉國一致	協同體としての社會人—公民の本務の理會を圖る	一、隣保團結の精神助長 二、お國自慢の偏狭心の撤去 三、三大義務と同胞和親
五	五	公民の務	社會の向上の爲めに努力すべき事	一、社會奉仕と社會生活の關係の理解 二、風俗改善に努力すること
五	六	公益		

五	七	衛生	衛生—特に公衆衛生に就て…… それは社會生活の發展である	一、個人的衛生の必要 一、トラホームの治療 一、公衆衛生にまで及ぶ
五	一六	忍	堅忍不拔、持久の精神助長	一、辛苦に耐えること 一、忍耐は生活を光明世界への途である
五	一九	朋 友	地區を超越し相互扶助するの精神の助長	一、朋友の道の理解 一、相互扶助の精神助長 一、好き嫌ひの友人である可きでない
五	二〇	禮 儀	人格の尊嚴の理解による恭敬心の涵養	一、恭敬心と人間性の關係 一、國際禮儀の強調 一、卷二(十一課) 卷三(十二課)の本欄参照
五	二一	度 量	改過勿憚の精神且つそれに付勇氣の必要なる事を生活的に理解せしめる事	一、改過勿憚の態度を養ふこと 一、道徳的勇氣の涵養
五	二五	博 愛	親疎、内外を論なく相愛すること従つて愛の體現に努める	一、人類愛の高潮 一、共同體としての自己の自覺を計ること
六	二 三	國 運 の 發 展	國運發展も國民共力一致して始めて其の實を擧ぐる事	一、維新の御聖旨 一、自治の精神徹底 一、國民融和、和衷共同 一、愛國心の養成

六	四	國 交	列國と親交の必要、而して國內融和親善よりはじまること	一、人間相互扶助の精神 一、親交と平和
六	五	忠 君 愛 國	忠君愛國の精神を一層深からしめる	一、國民の一致團結と和衷共同 一、戦時及平時の場合、何れにしても和親融和により其の實を擧げ得ることを十分知らしめる
六	一一二	公 益	勅語の公益を廣め	一、奉仕の精神 一、風俗言語の改善 一、産業上の改良
六	一三	共 同	公共の福利を増進するには共同の必要なること	一、共存共榮の重要性を徹底 一、舊時代の例話につき考慮
六	一四	慈 善	勅語の博愛兼ニ及ボシ	一、一視同仁の精神涵養
六	一六	良 心	誠實の本質及び修養	一、獨りを慎むこと 一、差別精神の除去國民融和の實を擧ぐる事
六	一一一 〇九八	國 民 の 務	國民の務として國家を擁護するに共同一致の精神の大切なる事	一、一致共同の精神を涵養し團結をはかること 一、陋習を打破し和衷共同をはかる
六	二五	教 育 勅 語	國民道徳の一般を知らしめ聖旨の徹底をはかること	一、融和、差別撤廢

高	一	一	一	一
二	二	七	九	一〇
我	愛	至	反	責
が	國	誠	省	任
國	國	誠	省	任
誰れもが大日本國民であり同胞であること	共同一致愛國の誠をつくすこと	凡ての行の上に至誠を以て一貫すべきこと	自己の行爲を常に反省し他人に對して迷惑をかけ道理に反する如き行なきかを考へさせる	差別徹底は我等に與へられた重大な責任であること
一、上下感孚し君民一體となり國體の精華を發揮すべきこと 一、我が國體の精華をよく理解させること 一、尋五の一、尋六の二連絡	一、同胞和親以て一致協力愛國の赤誠を盡す事 一、自己の修養の上にも他人との交際の上にも至誠を以て一貫し苟も他人卑下の念などを持たずべきこと	一、常に反省の必要なこと 一、學友との交りに於て他人を卑下又は道理に反したる行爲ないか他人に迷惑をかけたたる如き行なきやを反省させ修養に資せしむ 一、尋六の一六三連絡	一、責任感の助長 一、人類相愛一視同仁以て社會の圓滿なる發達を圖ることは吾等のなすべき重大な責任であること 一、小さい行爲についても責任をつくすべきを思ひ言行に注意すること	

一	一	一	一	一
二	二	二	二	二
二	四	一	〇	四
寬	同	公	公	職
容	情	正	德	業
寛容心の養成	共同一致相互扶助の精神強調	弱い者、愚かな者、虐けられてゐる者を扶助すべきこと	四海同胞の精神強調	職業は神聖にして尊きこと
一、人過つて自分を卑下蔑視するもその理由を明かにし寛恕すること 一、人の過を正すには穩健中正なる心持と手段を以てすべきこと	一、憐れむべき境遇の人に對しては常に同情すべきこと 一、弱者を憐れみ共同一致よく相互扶助の精神を發揮すること 一、社會の惡風芟除には共同一致の精神の大切なこと	一、自己の名譽を重んずると共に他人の名譽を重んずべきこと 一、道理を究めいわれなき排他的精神を持つことこの不可であること	一、四海同胞の精神を徹底せしめ以て社會生活の幸福増進に努めること 一、自己の名譽を重んずると共に他人の名譽を重んずべきこと	一、職業に貴賤なきこと 一、職業によりて差別苦を味ふ人のあること及それは最も遺憾な惡習であり一日も早く此の觀念を芟除すること 一、人の職業に對して尊敬こそすれ卑下の念を持たずべきこと



高	二五	地方自治	地方自治の精神を明かにし國交の圓滿を期するの要を知らしむ	一、相依り相助けてこそ福利を増進するを得ること 一、共存共榮以て地方自治の實をあげる 一、不合理な差別撤廢 一、人間禮讓の高調
二	一	建國の精神	我建國の規模の廣大なることを理解せしめ今日の國家盛大の因つて然る所以の發達なることを體得せしめ國民的自覺を確乎たらしめる	一、君民同祖であり故國を同じくする國民である、我國民間に不合理の差別は建國の精神に反すること 一、國民は各族の混和融合せるものであること
二	四	國體の精華	我國體の純且美なることにつき正當なる理解を興へ之の精華を保持するには國民の一致協力による事をしらしめる	一、差別的賤見を捨て同胞和親以て國體の精華保持に當るべきを力説すること
二	六	夫婦	夫婦なるは人間自然である、この自然の道をなす時不自然なる觀念を有しては不可なり、ことに賤視的觀念の芟除すべきこと	一、古來の因襲的觀念を打破 一、夫婦間の禮儀と貞操觀念

二	八	朋友	最も親しい關係にあるは朋友である、之の朋友は互に信義の誠を盡し交友することとの間の道である、之を差別的に嫌ふは友道にもどるものである	一、同胞和親に燃へ其の間差別的の言動あるべからざること 一、氣宇濶大にして人をいる、の氣根を有すべきこと
二	九	恭儉	ともすると不羈放縱に流れ易いのが實に凡夫の常である然れば生活に墮することは實に人間として生れ甲斐なきものである、恭儉己を持って放肆に陥ることなきやう導くこと	一、人を侮辱し卑下し自は傲慢に優越觀をもち無禮な振舞をするときは大につ、しむべきである(外部) 一、恭儉はよきが自己卑下にちて自ら一人を欲し又は劣等感をもち又反抗心をもつ如きはつ、しむべきことであること
二	一〇	博愛	愛は人間道德の根本であり最高である、之が眞意義を理會せしめて片愛に墮することの不可なるをしらしめる	一、愛する以上差別あるべからざること 一、四海兄弟同胞相愛の本義を見解せしめる 一、諦觀的自己卑下の排除
二	一一	修學	吾々人ミ生れた以上知識を廣め徳性を養ふて人間生活がしたいそれには如何にしたらいいかの理解を興へる	一、諦觀的自己卑下の結果修學を怠る者がある如何に人生々活上必要なるかを理解させ優遷的思想轉回をはかること

高二	一二	業務	人は生きて行かねばならない而して之を達するにはすべて社会共存生活の上に於て、ある、人々は共存生活を全するために各々職業を分擔すべきである、職業を分擔し、完全に果すことによつて人は各々生きて行くのであると同時に共存の生活を全うすることになる、こゝに於て職業は實に尊いものである	一、職業によりての差別観の排除 一、正しき心を以て業に従事せよ 一、堅忍不拔の精神をもつて職に従事せよ 一、忠實に責任をはたせ
二	一三	知能	第十一課修學に同じ	同上
二	一四	徳器	修學修業以上に徳性の涵養の大切なことを説き感得せしめる	一、過去の差別感を有する如きは歴史をしり歴史は生活するもの、一大過失である、之が改更は一つの道徳修養であり良習の最であること
二	一五	公益世務	共存共同の生活をなすものは常に公共の爲に貢献する所がなければならぬ	一、相互扶助的觀念の強調養成 二、日本精神ニ犠牲精神
二	一六	國憲國法	犯罪行爲と共同社会生活との關係	一、犯罪行爲の未然防止

二	二一	皇運扶翼	皇運扶翼と同胞和親との關係につきしらしめる	一、同胞和親以て共力共働皇國の扶翼をすべきこと
二	二五	徳	融和教材の總括として同胞和親差別觀念の排撃を排除進んで日本精神の獲得健全なる生活の建設者たらしめる	一、同胞和親の皇國の發展の爲の生活の實踐者たらしめる

● 讀 方

卷	課	題 目	要 項	融 和 的 教 育	考 慮 すべき 事項
一	二	白 科 目	四 頁 愛	情	一、動物愛護の精神を養ふ
一	六	トマレトマレ	八 頁 同	情	一、自然を愛する精神を養ふ
一	八	ココマデオイ	十 頁 同	情	一、弟に對する愛を他人に及ぼす様指導す
一	九	鳩	十 頁 同	情	一、卷一の二に同じ
一	一五	學校の門	全 課 友 達 は 仲 よ く	情	一、友達は仲よくすること
一	二〇	オ 使 同	同 愛 情	情	一、犬に對する愛情を他に及ぼす様指導す
一	二八	舌 切 雀 同	同	情	一、仁慈の教訓

四	四	三	三	三	三	三	三
三	一	二	一	一	一	一	一
海軍の兄さん	富士の山	自動車	キンギョ	一寸法師	とんぼ	さゝ舟	國びき
全	全	九	全	前	全	次郎チャンモナカマニオ ハイリナサイ	同
課	課	頁	課	半	課	友	國家の成立發展
忠君愛國	國民精神の自覺	社交意識	愛情	階級意識	愛情	友情親愛	
一、海軍男子として海軍々人となり忠愛の誠を致し共同一致して事に當る心掛けを養ふ	一、富士は日本一の山であるこの崇高な山崇高な我日本の國體は富士山の如く雲の上に世界に超出してゐなくてはならぬ	一、社交意識の發展社交は結局人々との融和に在り指導する	一、動物愛護の精神を養ふ	一、一寸法師の階級差別から結局差別を撤廢されるに至る努力を感じさせる	一、動物愛護の精神を養ふ	一、誰もわけへだてなく仲間に入れ愛情親密に心掛けしめるやう指導す	一、この神話によつて國家の成立發展を意識させ、日本國民としての自覺犠牲的精神を養ふ

三	三	三	二	二	二	二	一	一
九	六	四	一	一	六	五	三	三
うちの子猫	ひよこ	とび	ウグヒス	カゲエ	カラスヨイソ カヘレ	サルトカニ	桃太郎	獅子と鼠
同	全	後	同	全	カラスヨイソゲイソイデ	同	同	全
同	同	愛	愛情自覺	同	親愛	寛容	正義・慈愛・寛容	課思ひやり
一、同 前課	一、動物愛護の精神を養ふ	一、廣大潤達の氣量を養ひ、自己廣大の氣を養ふ	一、自覺發奮	一、叔父さんを中心として一家が影繪に興じ愛情と喜悅の融和した親和の情が漲つてゐる	一、動物愛護の精神を養ふ	一、過を謝罪する勇氣過を許す勇氣を養ふ	一、此の課を取扱ふ際適當な個所に於て正義慈愛寛容等の精神を養ふ正しき心の助長	一、弱者をいたはり助けること同情同喜の精神を養ふ

六	六	六	五	五	五	五
八	五	三	二	一	一	二
虎 と 蟻 同	海 同	ヤクワントテ ツピン 同	熊のさゝやき 同	用水池 同	遠足 同	中村君 同
協	寛	協	友	犠	和	親
力	大	同	情	牲	親	切
一、又はは善の協同でありたい む	一、海のやうな擴大な心を以て人をいれること	一、自負心強い許りでなく、人と共同して物事をなすこと	一、表面だけであつてはならぬ眞の友情を以て友と交りたい	一、一身一家を犠牲にして村のため、に用水池を完成した庄屋の崇高な人格を思はしめて犠牲的精神を養ふ	一、貧富貴賤の兒童の別なく一所に辨當を食べる時のやうな和親の情に燃えしめたい	一、新入生に對しても貧賤な兒童に對しても親切であること 一、この所に融和精神が大切である

五	四	四	四	四
一	一	一	一	一
大	七	六	四	九
日	豆	白	兄	山
本	ま	兎	さん	が
同	ま	同	の	ら
同	き	同	入	ら
同	同	同	管	全
協	和	融	相	課
同	樂	合	互	愛
一	樂	同	扶	情
致	樂	化	助	精
致	樂	化	神	勵
一、協同一致して忠君愛國の誠を致さねばならぬ	一、「福は内鬼は外」一家の和合はひいて郷土の和合であり、融和である	一、因幡の白兎の神話我國家の建設にも關係ふかい 一、大國主命の國土献納大和民族の融合同化に感ぜしめたい	一、國家の爲に入管する兄の犠牲的精神に感ぜしめ郷土の人々は相互扶助以て入管家族の慰安に務るべき義務を養ふ	一、動物愛護の精神と共に精勵する精神を養ふ

六	一七	義けんやくみ 捐	全	課	情	一、自分であり餘つたならば困る人に分けてやる 一、同情の心こそ融和の精神である
六	二一	神風	同	協	力	一、國民の總努力であり總親和である
七	二	長き行列	(五頁)君此の長き行列の中の一人は君にして、中の一人は僕なるぞ (六頁)分れて學ぶわれくの望に向ふ足なみは皆一せいにそろふなり	自覺の念を舉國一致に同胞融和の精神		一、小さき我も君も共に全日本の有爲なる一人であるといふ尊い自覺の念を起さしめる 一、舉國一致同胞融和、皆陛下の赤子として御國の榮を祈りつゝ、努めはけむのである
七	四	潮干狩	(十三頁)舟できた人もをかからきた人も入りまじつて何百人か數へきれない程ある何時か知らない人も話し合ふやうになつて……	融和の精神涵養		一、見知らぬ人に對しても親切にするこゝ 一、明るい楽しい氣分この融合に感ぜしめるこゝ

七	五	れんけさう	(十七頁)石垣の間でも地蔵様のかげでも辻堂のゑんの下でも咲く	出世地による差別撤廢		一、どんな所に生えたれんけ草でもれんげ草に變りはない様に美しい花を開く人は生れ所によつて差別してはならない 一、人格尊重 一、人間禮讃
七	一〇	獅子と武士	全	課	愛敬の念と感謝の念	一、恩には猛獸も感ずるものである 一、吾等は世の總べての人から恩をうけてゐる愛敬の念を感謝の念となげねばならぬ
七	一三	一太郎やあい	同	忠君愛國 協同一致		一、日本國民は一人残らず陛下の赤子である 一、日本國民は協同一致、忠君愛國の赤誠がなければならぬ
七	一五	カヂ屋	同	職業に對する心得		一、職業に貴賤ないこゝ、従つて其れに差別はないこと 一、自己の生業に勉勵すること 一、勤勞尊重の精神養成

七 一七	安倍川の義夫	全	課 正義と同情	一、見知らぬ人にも正のため同情をつくすこと 一、自分の貧困をも努力をも忘れてひたすら先方の心を思ひやりたる義夫に感銘せしめる事 一、人はこれでなければならぬ、かくしてこそ人間世界の美がある
七 二〇	マリーの きてん	同	同 胞 愛	一、機智を働かせて自國兵の危きを援ふたやさしいマリーの同胞愛をくみこらせる
七 二二	助 力	(九六頁) 共同助力は人の道おのれの利のみかへりみず、力を分ち物をさき苦しむものを泣く者を助けて共に楽しまん	共 同 助 力 愛 他 的 精 神	一、「苦しむ者を泣く者を」この句は本當に同胞相愛共存共榮の粹である 一、人はお互に共同助力して始めてよい社會が生れる、又國家的立場より考へても現代非常時に當り益々共同助力愛他的精神と相互扶助精神の助長の必要を痛感する

八 二	犬ころろ	全	課 愛の精神	一、愛情には動物でもなつくものである 一、同胞融和も相互に敬愛の情を以て接することが大切である
八 六	吳 鳳	同	人 類 愛 と 社 會 愛	一、吳鳳が一身を犠牲にして悪風を止めさせた、その吳鳳の人類愛と社會愛に感ぜしめる 一、現代の諸種の悪風矯正特に人類愛同胞愛の精神を涵養せしめたい
八 七	心と心	同	敬 愛 心	一、心は心に通ずるものであることを知らしめること 一、「情は人の爲ならず」いふことを知らしめること 一、人を敬愛することは共々に敬愛することになることを知らしめること
八 一五	町の辻 同	同	四 海 同 胞 博 愛 の 精 神	一、人は互に助け合はなければならぬこと 一、人を賤視したり差別してはならないこと 一、善事は進んで實行すること 一、相互扶助の精神助長

八二四	廣瀬中佐	杉野はいづこ杉野は居すや船内くまなくたづぬる三度	慈愛	一、中佐が部下を愛する真情 一、かうした崇高な愛こそ同胞融和の根本をなすものである
八二五	胃とからだ	これから後は互に親しみ合つて暮しませう、世の中はすべて相持のものです	相互扶助	一、世の中は丁度胃と身體各部との如く有機的關係である、職業に於ても亦然りである 一、愛他的相互扶助精神の助長
八二六	分業	(百六頁)やはり世は相持のものである	相互扶助	一、世の中は互に扶助し合はねばならないこと 一、社會の有機的關係 一、人を敬し人の職業を貴び自己を信じ自己の職業に精進せなければならぬこと
九一	今日	夜の情趣、黎明の情趣、現在價值の尊さ	現在の尊さを知り將來に生きさせる	一、勞働の神聖さ職業の貴さを知らせる
九九	兩將軍の握手	要塞戰の情景と會見の狀態	ベルギー軍の勇敢さ會見の美はしい情味を感じ得させる	一、武士道的友誼の情と敵將に對する尊敬の念
九一二	水師營の會見	開城の約成り水師營に會見したこと	人間愛に基く人格尊重の念の養成	一、人間愛に基く人格尊重

九一二	弟から兄へ	勞働禮讚	勞働を尊重し和合の幸福さを味はせる	一、人生の幸福は勤勞によつて醸される和合の樂しさについて
九一三	老社長	犠牲的奉仕の念奮闘的行爲	奮闘的生涯及犠牲的精神を涵養	一、堅忍持久の行爲は凡ての事業に必要なこと
九二二	北風號	北風を中尉が愛養したと北風の勇ましい活動	主従間の美しさ愛らしさに感激させる	一、中尉と軍馬との人にまさる愛情より、同胞間にも此の愛が欲しい
九二四	水兵の母	水兵の煩悶と大尉の猜疑慰撫と水兵の喜び	水兵と大尉の心情を感じ得させる相互扶助の精神	一、相互扶助の精神の助長 一、軍國の母性としての覺悟
〇一	明治神宮參拜	境内の神々しさ	皇室の御仁慈と御偉業について知らせる	一、天皇の御徳と國民の至誠を十分に味はせる
〇三	道ぶしん	青年團は修養を目的とすること及其の事業	協同一致、社會奉仕の念を養ふ	一、公私同様に働き地方改善に努め貧富其の他の差別をなくすることに導く
〇四	馬市見物	馬市の光景と愛馬	動物愛護の精神	一、人類愛は勿論なこと強調
〇五	燈臺守の娘	難波船の悲惨な情景、娘の勇ましい行爲	他人の難儀を救ふには此の如き決心の必要なこと	一、人類愛によつて現世を淨化すべき必要

二〇一二	鉢の木	迷つた旅僧と夫妻の同情 厚意	服装によつて差別的待遇をなさしめない	一、夫妻の親切な情 一、服装等外面的な賤視観の徹底
二〇一六	登校の道	田舎の秋の朝の光景 和氣にみちた友と兄の様子	賤視差別觀念を撤廢し 友愛の情に生きさせる	一、社會奉仕の念 一、差別觀差別的行爲を未然に防ぐ
二〇二四	たしかな保證	履歴背景よりも現實の世 界こそ確なものである	過去によつて云々し差 別的待遇をなさざるこ と	一、虚偽虚飾によつて人格を云々 すべきでなく、現實性に立脚 し價値を決する
二〇二五	平和なる村	村民の勤勉状態、各機關の 活動、平なる村和	共存共榮の精神は奈邊 にあるかを知らせる	一、大我に生きてこそ一村の發展 をはかり得ること 一、自由平等觀の尊重
二一〇	手紙	全	友情	一、學友はいつまでも兄弟のやう に親しくすべきであるこゝを 味讀せしめるこゝ
二一四	北海道	農業者は多く古い習慣に なづみやすいものである が	因習打破	一、古い習慣になづみ易いもので あるが不合理な悪習慣は速に 打破すべきである
二二一	曆の話	こんな不便な曆でも長い 間の習慣で	右 同	右 同

二二二	リンカーンの 苦學	全	課奮闘努力	一、今の境遇に不平不満であつて はならぬ 一、自己の職務に専心努力する事
二二五	自治の精神	同	自治の精神	一、協同一致して地方公共のこゝ に當ること 一、郷土愛の強調 一、産業組合、慈善事業、風俗改 善に努力せしめるやう指導
二二六	ウエリントン と少年	同	正義	一、ジョウジ少年の力強い正義主 張を全國民から仰がれるウエ リントン公爵が少年の正義の 前には敬禮してゆくその崇高 な人格を物語の中に感得させ る
二二八	鐵眼の一切経	同	慈悲	一、鐵眼の深大なる慈悲心に共鳴 せしめる 一、慈善事業を援助する心掛
三六	商業	職業に貴賤なきこと	同	一、如何なる職業も共同生活上必 要であつて職業に貴賤のない ことを強調 一、共同生活の意義を明にする



二	二	二	二	二	一
三〇	二一	一七	五	一	二五
國史に還れ	堪	都會ミ田舎	社會奉仕の精神	農業	統計全
同	同	同	同	同	課
同胞和親	寛容	他の長所を尊重	共同生活	清き心	舉國一致
一、同胞和親の問題も國史に還りて反省し舉國一致の必要を知らしむ	一、同胞和親を計るには理解と寛容が大切である	一、都會人が田舎をけなし田舎人が都會に憧れたり、けなしたりする事はよくない同胞和親に於ても同じやうな事がある	一、社會奉仕の精神より共同生活の眞の意義を會得せしめる事	一、粗衣粗食勞をいこはず自然を樂しむ清い心が大切である	一、統計により我が國勢を知ると共に同胞和親舉國一致文明の施設經營に參劃し國民相互の福利を増進すべき事

一	一	一	一	三	三	三
二〇	一七	一三	七	二七	一九	一二
綱引同	征衣上途同	眞の知己同	野火止の用水全	我國民性の長所ミ短所至	釋迦	小さなねぢ
運動精神	一致團結	信愛の情	公共心の養成	眞の社交度量	人類愛	社會相扶精神
一、運動精神の發揮 一、決して自己の優越をのみ誇つてはならぬ、他の美點長所をも認めねばならぬ	一、事ある時に於ける我が出征軍人の心情こそ祖國愛に燃える我が國民性の精華である 一、國民皆此の心で一致團結せねばならぬ一部同胞の差別胃漬など眼中にあるべきではない	一、利己的精神を離れて信愛の誠意を以て交らねばならぬ事	一、公共事業には犠牲的精神の必要なること	一、隣保相扶の精神、人類相扶の精神、過を詫びる勇氣、過を許す度量	一、釋迦の大慈悲心の感得 一、慈善事業を援助する心掛、博愛心養成	一、社會有機的關係を理解せしめる

三	五	感 情 全	課
三 六	ベスタロッチ	人間生活中に於て最も其の人を偉大にするは精神にあり愛は人最高の道徳である	感情修練は人格修養の要件で協同社会生活をなす上に最も緊要である之の感情を陶冶して市民社会に於て幸福なる生活をなすべきこと
三 一 一	西洋の家庭 女子用	家庭生活の一般的反省をなさしめる	一、差別し賤視するは感情的になす事多分なり之が善導をなすこと 一、一時の憤怒にかられて常軌を逸せないやう 一、同胞融和も感情の条件により解決を促進す
三 一 五	租 税	協同生活をなす以上是等の費用分擔をなす事は必然である	一、愛情と信念を以て終始一貫すべきである 一、奮闘努力の養成
三 一 八	慈善家 キヤサリン	感化慈善不屈の精神をしらしめること	一、家庭に於ての女子心得を通じて差別感の一掃をはかる 一、滞納せないやう 一、國家地方自治團體の隆昌を思ひ進んで其の義務を果す覺悟が必要
			一、時を惜め惱める人に同情し之が悩みを解消せしめよ 一、感化(社會的)と之が善用による融和促進

三 三 〇	興國の民 同	國民的覺醒と融和親善	一、國民親和し能く同化する所に國民的名譽がある、之に反し差別感情意識を以て相争ふは不名譽であり國是に反す
四 一	讀 書 同	讀書することは人格修養の一部面である、之を修養することににより眼界を廣く持して融和親善の實を擧ぐべきである	一、讀書により品位を高める趣味を豊にして人格を高める 一、讀書により差別問題の理知的解決をなし道徳修養をなせ 一、社會的より來る差別問題と自己の修養より反省せよ
四 九	東西雜話 同	東西偉人の人格一面をしらしめ之の人格修養こそ融和問題解決の鍵である	一、晏嬰の如く優越感を捨て人格の修養をなせ 一、鮑宣の妻の如くよく婦道に誠をいたせ 一、フレデリック大王の兵士の如く斯くくであるからの先入主となるな
四 一 四	賢母の教 同	常に自己を省み修養の道をいそしまねばならぬ	一、自己の修養は社會の一員としてなるを思念して行へ 一、修養することにより差別感を除去せよ

● 國 史

課 題 目	要 項	目 的	考 慮 すべき 事項
一 天照大神 の御徳	(一頁) 天照大神の御徳	大神の太陽の如き御徳に感激せしむ	一、大神の萬民愛撫の事實を知らしむ 一、一君萬民の範——一視同仁し給ひし事
四 神功皇后	(二〇頁) 皇后の御てがら	皇后一視同仁し給ひしこと	一、皇后齊しく異人種を拔擢させ異文化の同化に努められし御精神考究
五 仁徳天皇	全 課	天皇の御仁慈平等無差別の御精神に感銘せしむ	一、身を殺して仁を成す体の天皇の萬民を恵み給ひしこと
一〇 和氣清麿	(四二頁) 神の教を申しあげた	人を罵言せざる事及び行爲の表裏なきことを知らしむ	一、八面玲瓏たる行爲者たること 一、悪口を云はぬこと
一一 桓武天皇	(五〇頁) 坂上田村麿に蝦夷をお討せになつた	桓武天皇の平等無差別なる御精神を理解せしむ	一、田村麿の先祖は韓人であつた事 一、天皇の一視同仁について
一三 菅原道真	(五八、九頁) 筑前にうつされたかた時も天皇の御事をお忘れ申さなかつた	人を恨まず天を相手にする——この心境に自らの不遇を慨かなかつたことを理會せしむ	一、人を恨まず天を相手にする體の心事の理解を盡忠の誠に感激せしむること

四 一七	我が國の家庭	同	前章の西洋の家庭と對比して自己家庭の改善をなせ	一、三卷一課に同じ 一、家庭の淨化は差別感の排除に最も必要である
四 一八	道德と法律	同	道德と法との相互關係をしらしめ四海同胞の心を持せしめること	一、法律の支配より道德の支配發動によること大なり 一、道德上に差別意識を有するは法に差別なき以上道德の大なる缺陷といふべきである
四 二四	歐米人の日本人觀	同	我國民性の長短所をしらしめ短所の一として差別觀念の除去をはかるべきである	一、差別感の如きは國民的短所の一大表現である除去すべきである 一、他人の權利を十分に尊重せよ
四 三〇	國語と愛國心	同	國語の統一は國民性の統一である日常の言語をかりそめにもせず國民促進をなすべきである	一、一つの言葉も大きな反感を買ひ又感情をもたせるものである、ことに人間性を没却せる差別言辞の如きは大につしむべきである 一、言葉の統一——特殊言語の廢止

一六	源 義 家	(七三頁) 義家の なさけ	人類相愛—汝の敵を愛する態度 に感激せしむ	一、人類相愛の精神助長
二一	北條 時宗	(二一九頁) 上下 が心を合せて元寇 をうちはらつた	一旦緩急の折舉國一致をなせし 事及時宗の心事を理會せしむ	一、舉國一致の必要
二五	北島親房と 楠木 正成	(二四五頁) 楠木 正行が四條畷で戦 死した	汝の敵を愛する精神態度の涵養	一、同胞和親 一、汝の敵を愛すること
三〇	上杉謙信と 武田 信玄	(二七四頁) 謙信 が敵に鹽を送つた	同	一、相互扶助の高潮 一、同胞和親
三一	毛利 元就	(二八〇頁) 三人 の子を戒めた	社會生活の本質—共同の必要を 理解せしむ	一、共同の必要
三二	後奈良天皇	(二八四頁) 天皇 の御仁徳	後奈良天皇の御仁慈、御仁徳に 感激せしむ	一、天皇の一視同仁の御仁慈につ いて
三四	豊臣 秀吉	(九頁) 秀吉の出 世	職業によつて人格に貴賤のない こと	一、職業の如何によつて差別感を 起してはならぬこと 一、現在の自己の職責を完全に果 すが最も正しいこと 一、人は各々天賦の職業に努力す べきこと

三五	豊臣 秀吉	(二二頁) 秀吉の 人物	奮 闘 努 力	一、今の境遇に不平不満であつて はならぬこと 一、一意努力すること
五一	明治天皇	全	舊來の陋習打破	一、四民平等であること 一、如何なる人をも愛することが 天地の公道であること
五一(四)	明治二十七八年 戦 役	同	舉國一致の必要なることを悟ら しめる	一、舉國一致外敵に當るやう平常 より心掛の大切なこと
五一(六)	明治三十七八年 戦 役	同	舉國一致の必要を悟らしめる	一、非常時は勿論平時に於いても 舉國一致皇國のために盡すこ その大切なこと
五一(七)	韓 國 併 合	同	日本國民である凡ての民族は融 合一致すべきこと	一、朝鮮民族も其の他の凡ての日 本民族は融合一體ならねば ならぬこと
五二	大正天皇	同	世 界 平 和	一、全世界人類愛の高調
五三	今上天皇	同	舉國一致の重要性を知らせる	一、君民一體舉國一致等の必要高 調

二	神武天皇創業	(四、五頁) 大和地 方を平けたまふ	隔てなき陛下の慈悲心徹底	一、隔てなく所謂萬民を等しく恵み給ひしこと 一、降れるものは皆之れを許して之を抱擁赤子として御恵を垂れ給ひしこと
三	皇太神宮の創立	(十一、二頁) 國民神を敬ひ先祖を尊ぶ	因襲差別により神を祭ることを許されざりし家庭あり従つて敬神の念少き兒童あり特に留意する(一三)	一、神として崇むる祭神につきて充分了解させること 一、皇室皇太神宮を崇めまつる理由をしらしめること 一、氏神を尊重するは當然なる事
七	支那との交通	(二四、五頁) 隋との國交開かる	隣邦融和の必要を知らしむ	一、隣邦團結の精神を養成する
一二	奈良時代の佛教	(四九頁) 慈善事業起る	慈善救濟の事業の起りしことを知らしむ	一、惱める者、苦しめる者を救濟されし皇后廣虫等の御精神を究明す
二一	元寇	(百六、七、八頁) 元寇をうち破る	一致共同の如何に必要なかを感得せしむ	一、上天皇より下萬民に至るまでよく一致協力以て未曾有の國難に處し國威を發揮せしこと
二五	吉野朝廷	(百三五、六頁) 後龜山天皇京都に還幸せらる	天皇の萬民を御思ひ下されし御心の程を拜察させる	一、天皇の京都還幸の御慮を拜察せしめること

三〇	京都の疲弊	(一五七、八頁) 御歴代萬民をあはれみ給ふ	御歴代天皇の萬民を常にあはれみ給ひし御仁慈を徹底せしめる	一、御歴代天皇は萬民を赤子として御仁慈を垂れさせ給ふこと 一、萬民はひとしく天皇の赤子なること 一、天皇の御仁慈を思ひ和衷共同報恩の念をつくすこと
四五	明治維新	(九四、五頁) 五ヶ條の御誓文	舊來の陋習打破、天地の公道に基づく、協心努力する	一、舊來の陋習を打破し四民平等共同協心の御思召を徹底せしむること 一、兵農の別全く止みて國民皆兵の古制にかへれることより差別意識の不合理を説く
四七	外交の進歩と社會の變遷	(一〇六頁) 徴兵令	國民ひとしく義務權利あること兵農の別止みたるに鑑み絕對無差別平等たること	一、憲法發布の條文により衆議により政治をする、即ち共存により利益を増進し社會の秩序を保つ平等融和の精神に考慮する
四八	立憲政體の確立	(二〇、二頁) 公議輿論の採用、一般の政治思想進展(一一三頁) 地方自治制	衆議一體共存共榮以て社會の秩序を亂さぬこと、四民平等融和の精神を計る、社會共同の利益幸福を説き聞かせる	一、朝鮮國民の幸福を進め東洋平和を保つことは隣邦扶助の精神に依る朝鮮同胞を差別せざる事 一、外交親善、高唱される以上同胞和親の出來ざるは國民の恥あり同胞を否定する事なる事に留意
五四	韓國併合	韓國併合の必要に幸福親善歐米諸國とも親交	朝鮮同胞に對する批判と絕對差別意識を無くすること 歐米諸國に親交加はるに同じ國に住む同胞和親の出來ざるは認識不足な事をよく知らせる	

五七	歐洲大戰と我が國の地位	即位大禮の勅語	教化を厚くし民心の親和を圖る こころ 協心以て人類の幸福を増すこころ	一、人類平和の幸福を認識せしむ人格 品性の向上により親和の精神を涵 養するこころに留意
----	-------------	---------	--	---

研究及參考文獻

大日本歴史  
國史大辭典  
同 挿繪及年表  
古事記、日本書記  
融和問題論叢  
人類愛 卷一、二、三、四  
融和資料自第一輯至第八輯  
融和問題叢書 自第一編至第六編  
部落の叫  
兒童融和教育の研究  
小學校に於ける融和教育の具體的方法  
融和事業年鑑(昭和八年版)  
修身科に於ける融和教材の着眼點  
兒童融和教育資料  
融和問題の社會心理學的研究

實文館  
國史大辭典出版部  
同 上  
黑板勝美(岩波書店)  
中央融和事業協會  
全關東水平社青年聯盟本部  
中央融和事業協會  
同 上  
著者 河村竹三郎  
著者 藤範 晃誠  
同 上  
中央融和事業協會  
京都府親和會綴喜郡支會 兒童融和教育研究會  
岐阜縣社會事業協會融和部  
中央融和事業協會

因襲打破論  
其他諸講習會、講演會、座談會、打合せ記録  
融和事業概要（昭和八年八月）

關東水平社本部

岐阜縣社會事業協會

昭和十年六月十五日印刷  
昭和十年六月二十日發行

岐阜縣稻葉郡黑野村

編纂兼  
發行者

黑野尋常高等小學校

代表者 寺倉龍次

岐阜市住ノ江町二丁目

印刷者 成島隆太郎





